

延岡市歌制定

本市は千載一遇の光榮を記念し、市歌の制定を計劃し、昭和十年八月市民一般より歌詞募集、應募の六十餘篇につき九月第一次審査により雄篇と目すべき數篇を選出し、更に之を第五高等學校八波則吉教授の嚴選に附して左記歌詞の入選を見た。

樂譜は陸軍戸山學校の作曲になれるものである。

延岡市歌

一、澎湃萬里黒潮に

注ぐ五ヶ瀬の水清く

希望の色に照映えて

咲くや龜井の櫻花

延岡 延岡 年々伸びよ

氣運漲る大空に

見よや黒煙渦を卷く

延岡 延岡 日に日に伸びよ

三、市民協力一致して

文化の華を咲かせつゝ

築く理想の新天地

愛市の心神ぞ知る

延岡 延岡 涯なく伸びよ

二、黎明告ぐる鐘の聲

四方に響きて新興の

延岡市歌

第五高等學校八波則吉
陸軍戸山學校軍樂隊作曲

♩ = 100

1. ハウ ハイバンリ ークロ シホ ニ ソー
2. れいめ いっぐる ーかね のこ え ー
3. シー ミ ンキョウリョ クイ イッ チシ テ ブン

ソ グゴカ セ ノミー ツ キョク キバ
む に ひび き マしーん こう の きー
ク ノハーナ ラサーカ セツ ツ キー

ウ ノイーロ ニテーリ ハエ テ サー
う んみなき るおーは をら に みー
ツ クリノウ ノジーン テン チ アイ

ク ヤカメ キ ノサーク ラハーナ ノベ
よ やこえ んうーづ ままーく のべ
シ ノコーコ ロカーミ ゾシール ノベ

ヲ カノベラ カトシド シノビヨ
を かのべを かひねひ にのびよ
ヲ カノベラ カハテナ クノビヨ

城山公園施設

城山公園は昭和九年四月、内藤子爵家の寄附を受けて市の經營管理するところとなつた。詳細は後編第一章「行幸關係土木工事概要」に記す。

市役所玄關蘇鐵樹植栽

行幸記念として、昭和十年十月、本市々會議員並市長以下吏員一同の醸出金壹百拾九圓を以て、新に大蘇鐵樹壹株を市役所玄關先に植栽し、役所構内の美化を圖ることとなつた。

東海・伊形兩村との合併實現

古來延岡の兩翼に擴がり、舊藩時代より地勢上唇齒輔車の關係にあつた東海、伊形の兩村は最近延岡市が工業都市として急テンポの發展を見るにしたがひ、いよ／＼政治的、經濟的關係の緊密を來たし双方の間に合併の機運を醸成しつゝ、あつたが、果然行幸記念とし

てこれが促進を見るに至り昭和十一年六月、縣當局の慫慂により市村の間に正式に合併交渉が開始され、その間幾多の迂餘曲折はあつたが、關係當局の苦心はこゝに酬いられ、僅々五ヶ月の短時日を以て合併工作が完成し、十月二十五日を以ていよ／＼大延岡市の實現となり、名實ともに東九州第一の都市たる威容を整ふるに至つた。

行幸記念碑建設

本市は昭和十年十一月十五日の御盛儀を千載に傳へんがため、十一年十一月十五日の行幸一周年記念日をとし、城山公園頂上に「行幸記念碑」を建設し、市民をして當時を偲び奉ると共に御盛徳を永遠に仰ぎ奉ることとした。

因みに右碑石は東臼杵郡北川村八戸産の紅溪石で臺石は全郡東郷村山陰より搬出した。またその左右には全郡北方村曾木から取寄せたつゞじの大木を配して風致を添へたもので、碑は東向に建てられ「行幸記念碑」の大字は當時の侍從長海軍大將鈴木貫太郎閣下の揮毫になり、彫刻は本市献上硯の謹作者原口梅羊氏が丹誠こめて奉仕したものである。尚ほ傍らには仲田市長の撰んだ碑文が次の如く記されてある。

碑文

皇紀二千五百九十五年秋、宮崎、鹿兒島兩縣に於いて陸軍特別大演習行はれ、

畏くも 天皇陛下には親しく御統監あらせられ、更に地方行幸仰せ出させ給ふ。乃ち昭和十年十一月十五日當延岡市に鳳輦を枉げさせ給ひこの城山頂上より全市を御展望あらせられ、その發展の狀勢を嚮はせたまふ。洵に千載一遇の光榮にして衆庶齊しく感泣せざるなし。

茲に行幸記念碑を創建してこの光榮を永遠に傳へ以て寶祚の無窮と國運の隆昌とを壽き奉りひたすら至誠奉公聖恩の萬一に報ひ奉らむことを念願して已まざるなり。

昭和十一年十一月十五日

延岡市長 仲田 又次郎

行幸第一周年記念日行事

本市にありては地方行幸の盛儀を永遠に偲び奉るべき記念方法に關し、慎重考究の結果十一月十五日を以て「行幸記念日」とし、例年當日は盛大なる記念式典を擧ぐると共に、別項の如く各般に亘り記念事業の計劃を樹立することとした。

左に昭和十一年の第一周年記念行事について述ぶることとする。

○行幸記念式

昨秋畏くも 聖上陛下行幸遊ばされてよりこゝに一周年を迎へた十一月十五日は、わが延岡市にとつて第一回の記念日に當るので、市はこの日午前十時から猪狩中將外多數來賓參列の下に、城山公園頂上に新に建設された行幸記念碑除幕式を擧げ、引きつゞき全十一時から全所に於て嚴肅なる記念式を執行して意義深きこの日の光榮を壽ぎ奉るところがあつたが、この外、次の如く十六日まで盛大に各種の催しを行ひ、又、市内各戸には國旗を掲げ全市をあげて榮光に満ちた感激が新に盛り返さるゝの賑ひを呈した。

○記念体操祭

市教育會主催の体操祭は十六日午後零時半から岡富小學校に於て行はれたが、參集するもの市内各中小學生徒數千名。色とりどりの服裝に整然と並んで校庭を埋めつくしてゐる劈頭、江川會長の開會の辭について、蒼空高く日の丸の國旗は掲揚せられ、宮城遙拜、國歌合唱、市長挨拶の後、市歌舞踊は可憐な兒童の技とは思はれず、小學男生のラヂオ体操、中等學校の縣民体操また觀衆を魅惑した。

終に榮光に輝く女生徒のマスゲームは地に咲いた花の如く、何れも洗練された美技を發揮し、意氣潑瀾として一糸亂れぬ統制ある活躍振りを以て會を終つた。

○記念展覽會

十四日を第一日に、十五、六の三日間市教育會で催された展覽會は三ヶ所に於て開かれた。

第一會場は延岡小學校講堂で郷土資料を陳列。古墳出土品を始め舊藩主内藤子爵家の武器類、延岡城の今昔を物語るパノラマ、延岡を中心とする交通史料、藩學、西南戰蹟圖、其他古今にわたる貴重な資料を集めてゐる。中にも我が海軍潛航艇の犠牲者長谷川中尉我が民間航空界の花形で空の犠牲と散つた後藤勇吉氏の遺品があり、さすがに低徊去る能はざる思あらしめた。

第二會場は縣立延岡圖書館をもつて之に充て、市内中小學生徒、兒童の書畫、ならびに手工藝の作品を陳列した。何れも優秀の粒揃ひで市教育業績の一面が如實に展開されたかの觀があつた。

第三會場は明善館で、市内小學校教師の力作になれる圖書作品を陳列したもので平素苦心のほどが偲ばれた。尙ほこゝには大阪毎日新聞宮崎支局主催の七夕競書の作品や、大日本聯合青年團出品の副業製作品が參考品として陳列され、一段の精彩を添えた。

○國民精神作興講演會

本市行幸記念行事として十一年二月十一日（紀元節）の第三回市制實施記念日並に同年十一月十五日の行幸第一周年記念日と春、秋二回に亘り國民精神作興講演會を岡富尋常小學校に開催、講師として春の大會には郷土出身海軍の偉材松本少將、秋の大會には陸軍の大先輩猪狩中將を招聘、本記念録附録所載の通りの講演があり、いづれも盛會裡に終始した。

○旭ベンベルグ絹絲株式會社 延岡工場記念行事

旭ベンベルグ絹絲株式會社延岡工場に於ては、十一月十五日の行幸第一周年記念日當日午前六時半の黎明を期し、向陽グラウンドで全従業員參集、嚴肅なる記念式典を舉行、引きつゞき工場武徳殿に於て全市武道關係者參加の下に武道大會を開催、又、レイヨン工場では午前九時から工場グラウンドで全従業員參集し、莊嚴裡に記念式を擧げ、式後麗陽會主催の記念素人相撲大會を場内新設相撲場で開會したが、時節柄有意義な催しだけに兩大會とも盛況裏に終了した。

○市憲制定

本市多年の懸案であつた市村合併成り、いよ／＼新興工業都市としての各般の機構が充實するに至つたので、茲に行幸記念事業として市政の指導精神となるべき市憲制定の具体化を計らむがため、左記の通り市憲懸賞募集の細目を發表した。

○市憲文章募集 延岡市

一、趣 旨 本市が急激なる發展を遂げ、今又市村の合併に依りて大延岡としての第一歩を踏み出すに當り、いよ／＼以て本市實力の充實を圖り、更に將來への

發展の基礎を確立せざるべからず。
茲に行幸第一周年の記念日を迎ふるに當り、これが記念として市憲を制定し、市民生活の目標とし、精神培養の根柢となさんとす。

一、内 容

- (1) 我が郷土の歴史的傳統的美風特色を表現すること。
- (2) 本市建設の根本的理想を表現すること。
- (3) 現時の狀勢に鑑み市民生活の目標を表現すること。

三、形 式

- (1) 項目は五ヶ條以下の程度のもの。
- (2) 語句は成るべく平明なること。

四、應募上の注意

- (1) 一人一篇に限る。
- (2) 用紙は半紙とす。
- (3) 原稿には住所氏名年齢職業を明記すること。
- (4) 原稿は封筒の表に「市憲原稿」と朱書し延岡市役所學務課に送付のこと。

五、締切期日

締切は、昭和十一年十二月二十日とす。

(但し當日の消印あるものは有効とす)

六、審査方法

- (1) 審査は適當なる審査員を選びて之を行ふ。
- (2) 入選は一篇とし選外佳作は若干篇とす。

七、賞金

- 一等入選金五拾圓
- 選外佳作金薄謝

八、發表表

發表は昭和十二年二月十一日とす。

九、其他

- (1) 制定の場合には必要に應じ變更を加ふることあるべし。
- (2) 原稿は一切返却せず。

昭和十一年十一月十五日

此の市憲懸賞募集發表あるや、投稿相續ぎ、締切までには四十篇の多數に上つたが、嚴選の結果、市内恒富北一三五七市吏員佐藤只秋氏のものが一等に入選した。近く市會に提

案して制定することになる筈である。

一等入選市憲文案

延岡市恒富北一、三五七

佐藤 只秋

職業 吏員

- 一、行幸の光榮ヲ悠久ニ記念シ祖國精神ノ昂揚ニ努ムヘシ
- 一、自治ノ強化擴充ヲ圖リ市政ヲシテ中正親和ナラシメ確固タル信念ヲ以テ其ノ經綸ヲ過ラザラシメンコトヲ期スヘシ
- 一、剛毅、忍耐、持久ノ特性ヲ涵養シ信義推讓ノ謙德ヲ鍊磨スヘシ

- 一、産業ヲ合理化シ商工業ノ統制ヲ劃シ市民ノ福利増進ヲ圖リ
- 一、協心戮力以テ工業都市トシテノ搖キナキ基礎ヲ建設スヘシ
- 一、郷土ノ矜持ヲ堅持シ質實眞摯ニシテ保健ヲ重ンシ家業ニ精勵スヘシ

各種団体記念事業

千載一遇の盛儀を記念すべく市の社会教育を始め、各學校、各団体に於ては夫々記念事業を計劃實施しつゝあるが、左にその主要なるものについて記することとする。

○殘櫻會の供養石燈籠建設

本市在住の明治三十七、八年戰役從軍者三十九名を以て組織せる殘櫻會は、行幸御盛儀を記念とし會員より金參百圓を醸出し、故戰友の追善回向のため、城山公園内日露戰役招魂碑前に、石燈籠一對を建設奉納した。

○各種団体記念事業一覽

団体名	記念事業	備考
延岡市青年團	一、團旗制定 一、行幸記念貯金	伊勢皇 拜ノタメ 太神宮參

延岡市女子青年團	一、團旗制定 一、市團則ノ統制強化	
延岡市青年團 南分團	一、高小校、恒尋校、南校ニ記念樹移植 一、青年集會場建設	
延岡市女子青年團 方財分團	一、方財神社日曜清掃	
延岡中學校	一、行幸記念文庫設置 一、記念碑建設、造園施設	
延岡商業學校	一、行幸記念文庫設置 一、ラヂオ擴聲機購入	
延岡高等小學校	一、築山及附屬庭園施設	職員、兒童ノ醸出金及 勞力奉仕ニヨリ完成
延岡尋常小學校	一、行幸記念園	
恒富尋常小學校	一、奉安殿改築 一、皇太神宮、宮城二重橋御寫眞奉掲(教室) 一、皇室文庫設置 一、校旗新調	

愛宕町區	權現元區	丸ヶ島區	川原崎區	濱砂區	南部消防組	南尋常小學校	方財尋常小學校	岡富尋常小學校
一、永池神社奉納石燈籠壹對建設		一、海童神社々殿改築	一、公會堂建設	一、公會堂並消防機械倉庫建設 一、消防用ガソリンボンブ附屬品購入	一、國旗掲揚台建設	一、校歌制定	一、校庭綠化 一、成績品展覽會 一、方財郷土誌發行	一、奉安殿改築 一、奉安殿附屬園樹木移植 一、大國旗新調
					場所 愛宕山大正峰展望台前			

延岡新聞社	旭ベンベルグ絹絲株式會社延岡工場	夏井區	中川原東區 西區	三須區	下出北區
一、延岡百景出版 一、社屋新築 一、明善館建設	一、行幸記念寫真帖調製 一、行幸記念碑建設 一、行幸記念樹移植	一、墓地擴張	一、公會堂建設	一、三須神社社殿改築	一、共同苗代ノ經營

第一章 庶務

第一 庶務

○處務規程の制定と委員の囑託、任命

本市に於ては陸軍特別大演習並地方行幸の御盛儀發表さるゝや、縣當局と聯絡を取り諸般の事務遂行に努め來つたが、昭和十年七月六日、廳達第五號を以て、下記の處務規程を制定し、同日別項の如く地方行幸事務委員を任命、越えて九月七日、地方行幸奉迎委員を囑託して陣容を整へ、十月十二日、岡富尋常小學校講堂に於て、第一回奉迎委員打合會を開催して、諸般の協議を遂げ、其後、期日を定めて係長會を開催して、各係員相互の聯絡協調を圖り、奉迎事務に萬遺漏なきを期した。尙ほ、役員徽章は本縣制定の徽章に「延岡市」の紋章を配してこれを佩用した。

○昭和十年陸軍特別大演習並地方行幸處務規程

第一章 事務分掌

第一條 陸軍特別大演習並地方行幸ニ關スル事務ヲ處理スル爲委員ヲ設ケ事務ヲ分チテ三部トス

- 一、庶務部
- 二、兵事部
- 三、保安部

第二條 庶務部ヲ分チテ七係トシ左ノ事務ヲ分掌セシム

第一 宮廷係

- 一、宮廷ニ關スル事項
- 二、拜謁並天機奉伺ニ關スル事項
- 三、功勞者、高齢者、篤行者ニ關スル事項
- 四、奉迎文及言上書ニ關スル事項
- 五、御休憩所ニ關スル事項
- 六、行幸先ニ關スル事項

第二 庶務係

- 七、御使御差遣ニ關スル事項
- 八、其ノ他宮廷ニ關スル事項
- 一、豫算ニ關スル事項
- 二、市勢一般ニ關スル事項
- 三、印刷物ニ關スル事項
- 四、記念寫眞及記念刊行物ニ關スル事項
- 五、記録編纂ニ關スル事項
- 六、委員徽章ニ關スル事項
- 七、文書ノ收受發送ニ關スル事項
- 八、電話ニ關スル事項
- 九、各部ノ連絡ニ關スル事項
- 一〇、天氣豫報ニ關スル事項
- 一一、傭人及車馬ノ供給ニ關スル事項
- 一二、其ノ他他部並他係ニ屬セサル事項

第三 新聞係

- 一、新聞記者、通信記者及寫眞班ノ接遇ニ關スル事項

一 庶務

二、新聞材料ニ關スル事項

第四、接伴係

- 一、皇族ノ御接伴ニ關スル事項
- 二、陪觀貴賓ノ旅館並接待ニ關スル事項
- 三、市内案内ニ關スル事項
- 四、市勢要覽觀光案内等印刷物ニ關スル事項
- 五、其ノ他接待ニ關スル事項

第五、經理係

- 一、御荷物其他運搬ニ關スル事項
- 二、調度品ノ供給及各係所要物品ノ配給ニ關スル事項
- 三、金錢物品等ノ出納ニ關スル事項
- 四、献上品傳獻品其他貴重品ノ保管ニ關スル事項
- 五、其ノ他經理ニ關スル事項

第六、獻覽係

- 一、献上品傳獻品ニ關スル事項
- 二、天覽物産ニ關スル事項
- 三、御料品ノ調達ニ關スル事項

第七、工營係

- 四、御買上品ニ關スル事項
- 五、御紋菓並御賜饌ニ關スル事項
- 六、天覽成績品ニ關スル事項

第三條 兵事部ヲ分チテ三係トシ左ノ事務ヲ分掌セシム

第一、兵事係

- 一、陪觀及拜觀ニ關スル事項
- 二、軍隊宿舍及馬鬃場車輛置場ニ關スル事項
- 三、軍需品ノ供給ニ關スル事項

一 庶務

- 四、損害賠償ニ關スル事項
- 五、傷痍軍人及軍人遺族ニ關スル事項
- 六、其ノ他兵事ニ關スル事項

第二、奉送迎係

- 一、有資格者及特別資格者ノ奉送迎ニ關スル事項
- 二、學生、生徒、兒童、青年學校生徒、青年團、在郷軍人會及消防等ノ奉送迎ニ關スル事項

- 三、一般奉送迎者ニ關スル事項
- 四、奉送迎ノ準備及設備(工營ニ關スル事項ヲ除ク)ニ關スル事項
- 五、奉迎歌ニ關スル事項

第三、御親閱係

- 一、學生、生徒、兒童、青年學校生徒、青年團員、在郷軍人會員及消防組等ノ御親閱ニ關スル事項
- 二、御親閱ノ陪觀及拜觀ニ關スル事項

第四條 保安部ヲ分チテ三係トシ左ノ事務ヲ分掌セシム

第一、警備係

- 一、警備保安ニ關スル事項
- 二、消防ニ關スル事項
- 三、夜警ニ關スル事項
- 四、警備出張員ノ宿舍並物品供給ニ關スル事項

第二、衛生係

- 一、御道筋御休憩所其ノ他行幸先ノ衛生ニ關スル事項
- 二、貴賓御旅館ノ衛生ニ關スル事項
- 三、水質検査健康診斷ニ關スル事項
- 四、軍隊宿舍ノ衛生取締ニ關スル事項
- 五、傳染病豫防及家畜防疫ニ關スル事項
- 六、道路溝渠其ノ他清潔及消毒ニ關スル事項
- 七、其ノ他一般衛生ニ關スル事項

第三、救護係

- 一、奉送迎者ノ救護ニ關スル事項
- 二、救護藥品材料ノ調達ニ關スル事項
- 三、其ノ他救護ニ關スル事項

第五條 委員ハ市長之ヲ任免又ハ囑託シ各部係ニ配置ス

第六條 委員ニ委員長一名副委員長二名ヲ置キ市長之ヲ命ス

委員長ハ市長ノ命ヲ受ケ一切ノ事務ヲ掌理シ委員ヲ統率ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

第七條 各部ヲ通シテ部長一名副部長二名ヲ置ク部長ハ委員長ヲ副部長ハ副委員長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 係ニ係長一名副係長一名又ハ二名ヲ置キ市長之ヲ命ス

係長ハ委員長(部長)ノ命ヲ受ケ分掌事務ヲ掌理ス副係長ハ係長ヲ輔佐シ係長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

第二章 事務取扱

第九條 外來文書ハ庶務係ニ於テ收受シ受附月日印ヲ押捺シ文書受附件名簿ニ收受シ委員長ノ査閲ヲ經テ主務係長ニ配布スヘシ閉廳中ニ係ルモノハ當直者ニ於テ收受シ大演習來翰簿ニ記入シ開廳ノ際庶務係ニ引繼クヘシ

但シ電報又ハ至急ト記載シアルモノハ即時庶務係長ニ送達スヘシ重要文書ハ配布「要閱覽」ノ印ヲ當該文書上部餘白ニ押捺シ市長ノ閱覽ニ供スヘシ

第十條 處分案ハ委員長ヲ經テ市長ノ決裁ヲ請フヘシ

第十一條 發送文書ハ主務係ニ於テ淨書シ庶務係ニ回付スヘシ

第十二條 庶務係ニ於テ發送文書ヲ受ケタルトキハ文書發送件名簿ニ登錄シ即日發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 各係ニ於テ處理シタル文書ハ部類ヲ分チ順次之ヲ編纂シ且ツ其書類ハ大演習事務終了後二十日以内ニ庶務係ニ回付スヘシ

第十四條 口頭又ハ電話ヲ以テ處理シタル事項ニシテ重要ト認ムルモノハ受話簿(別紙様式第一號)ニ之ヲ摘録シ確實ニ對話者ト照合シタル上主務係長ニ提出スヘシ

第十五條 關係往復文書及簿冊ニハ各係ニ於テ凡テ上欄ニ **大演習** 又ハ **行幸** ノ印ヲ押捺スヘシ

機密文書ニハ **演秘** ノ印ヲ押捺スヘシ
收受發送ノ文書番號ニハ **演** ノ字ヲ冠スヘシ

第十六條 本規程ニ定ムルモノノ外本市庶務規程ヲ準用ス

第三章 服務心得

第十七條 委員ハ誠實、謹嚴其ノ任務ニ服シ事ヲ處スル敏速且周到ナルヘシ

第十八條 委員ハ協同其ノ分ヲ守リ且互ニ合議シ又ハ連絡ヲ圖リ繁閑相援ケ萬般ニ涉リ遺漏ナキヲ期スヘシ

第十九條 執務ノ際豫定外ノ事件發生シ又ハ計劃ノ變更ヲ要スルトキハ委員長ノ指揮ヲ受クヘシ

但シ緊急ノ場合ハ機宜ノ處置ヲ爲シ直ニ此ノ旨委員長ニ報告スヘシ

第二十條 演習其ノ他秘密ニ屬スル事項ハ之ヲ漏洩セサル様嚴守スヘシ

第二十一條 各係ニ執務日誌ヲ備ヘ其ノ管掌スル事件ハ細大洩ラサス之ヲ記載シ記録編纂ノ資ニ供スヘシ

第二十二條 委員ハ常ニ其ノ居所ヲ明ニシ置クヘシ

第二十三條 委員ハ別ニ定ムル所ノ徽章ヲ佩用スヘシ

第二十四條 委員缺勤交代等ノ場合ハ未決事件其ノ他必要ナル事項ハ日誌ニ其ノ要領ヲ摘録シ確實ニ後任者ニ引繼クヘシ

第二十五條 前各條ニ定ムルモノノ外服務ニ關シテハ委員長ノ指示ニ依ルヘシ

附 則

第二十六條 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

様式第一號

受 話 簿

報 告	受 話 月 日	送 話 者 官 職 氏 名	受 話 者
承 認 印	月 日	係	
市 長			
委 員 長	領 要 話 受		
係 長			

様式第二號

陸軍特別大演習並地方行幸委員徽章

一、胸章 追テ之ヲ制定ス

一、腕章 追テ之ヲ制定ス

○陸軍特別大演習並地方行幸奉迎委員

(○印ハ兼職トス)

委 員 長

市 會 議 長

森

詔 一

副 委 員 長

市 會 副 議 長

高

寶 三 郎

同

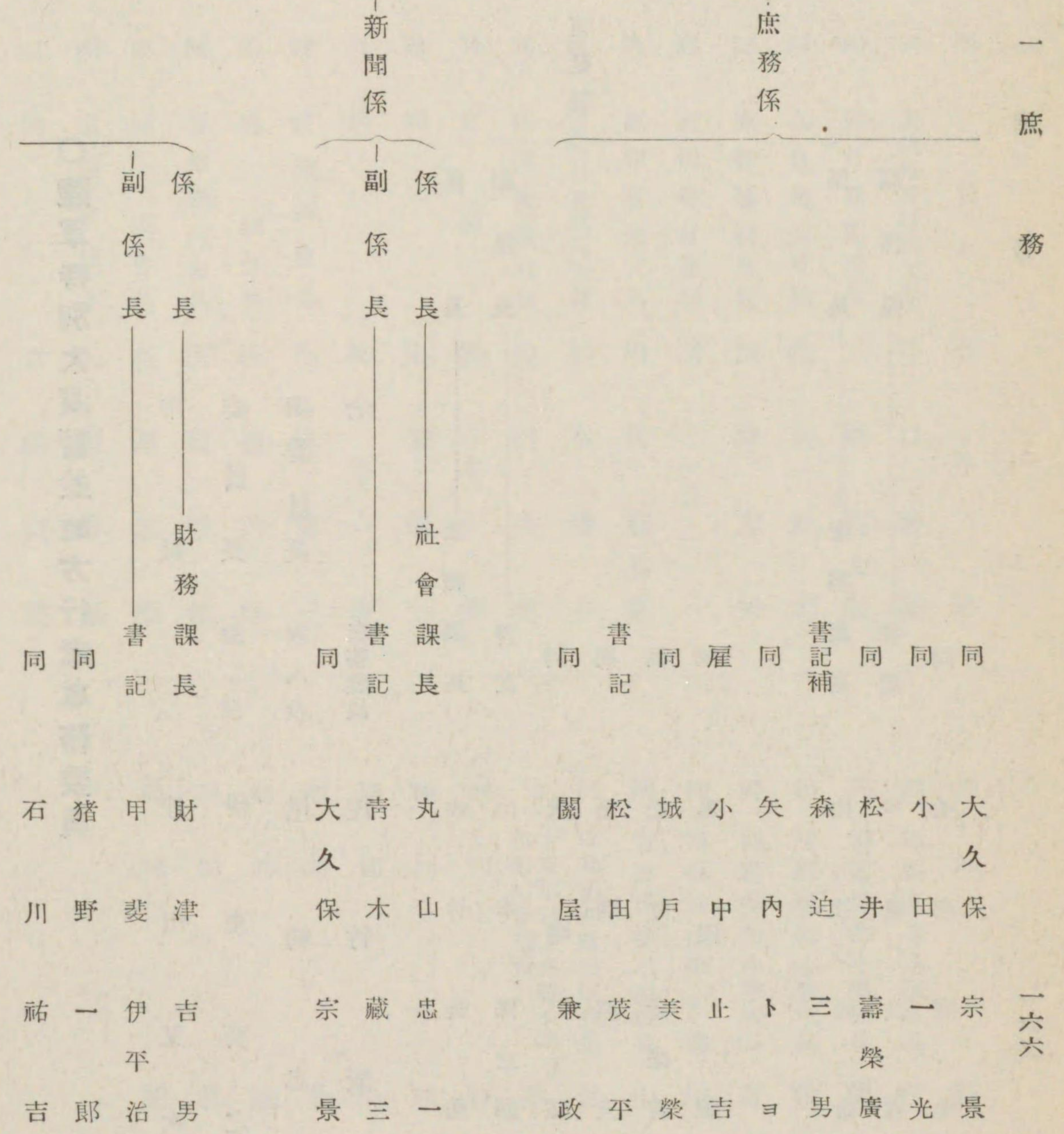
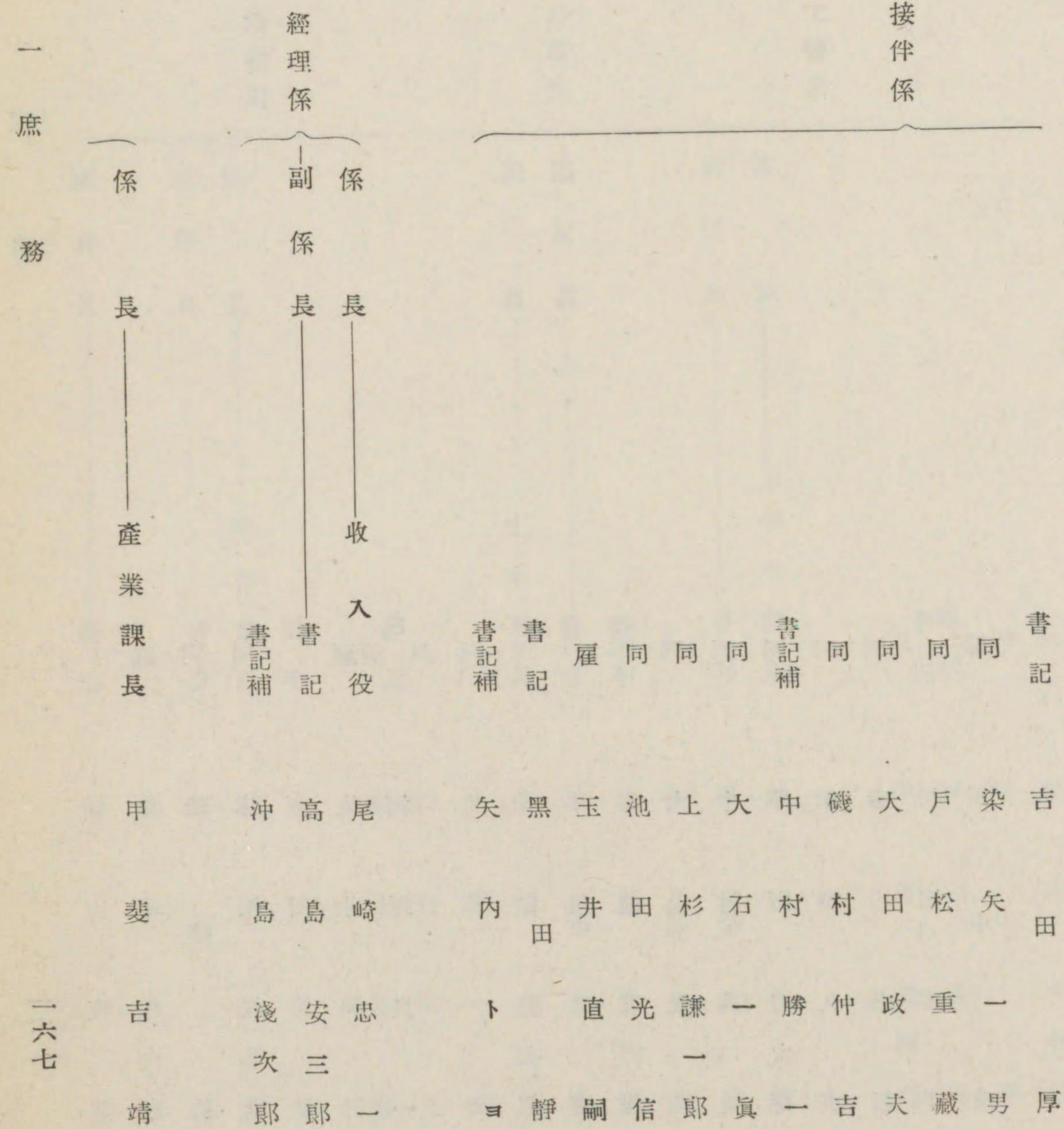
市 商 工 會 議 所 會 頭

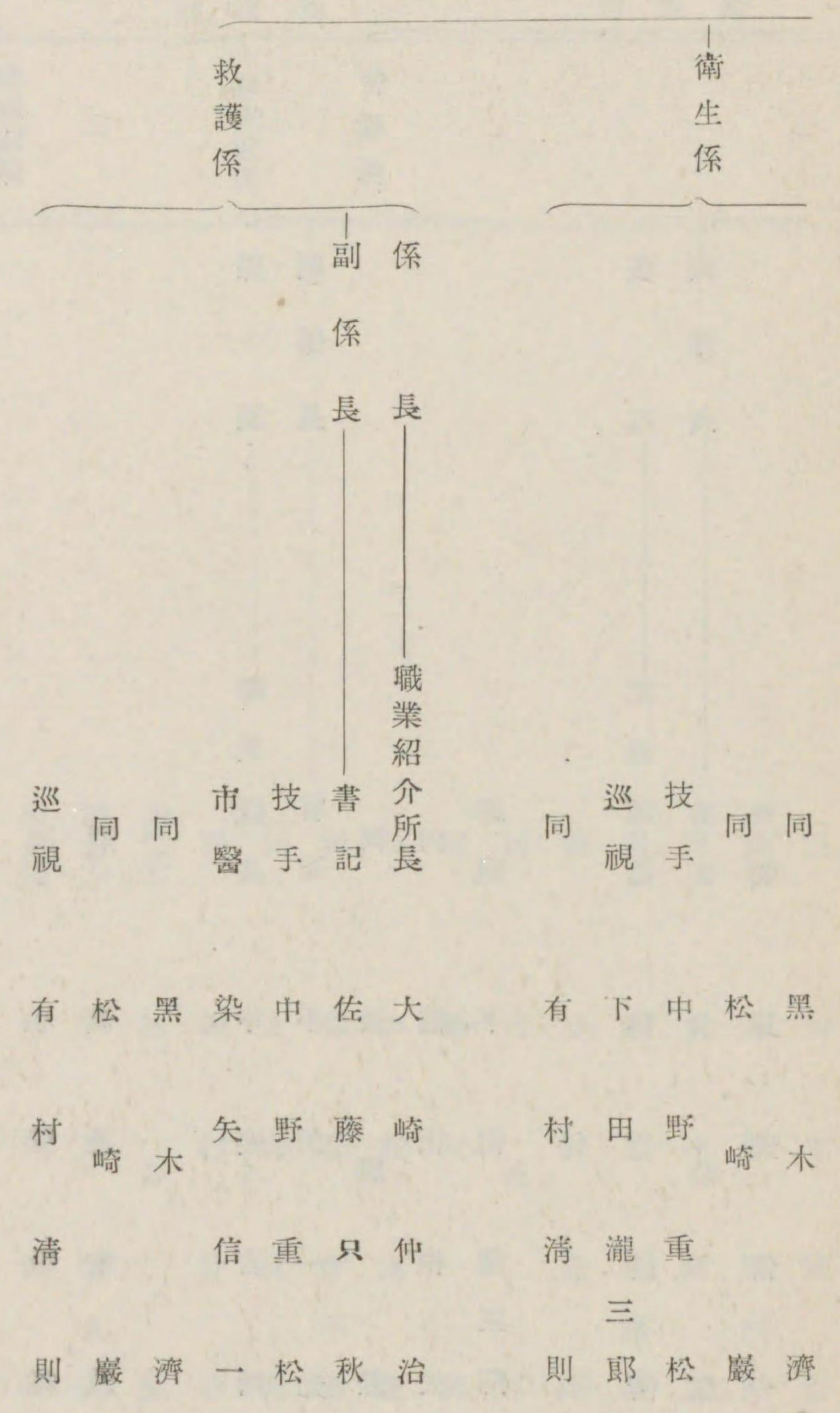
三

輪 泉 太 郎

一 庶 務

庶務部





宮廷關係事務概要

庶務部宮廷係長には、佐竹市庶務課長之に任じ、係員を督勵して關係事務を處理したが天機奉伺に關しては、天皇陛下御駐輦中、大本營又は行在所に於て天機奉伺を爲し得べき日、時及資格・服裝其他につき十月二十四日縣告示を以て發布された。右告示に基き、天機奉伺者として市長の證明書を交付せしもの四十三名に達した。尚ほ拜謁資格者の調査報告に關し、六月十七日付縣より照會があり、市は八月一日付下記のとおり報告した。

更に大演習に關し、閑院宮殿下を始め各宮殿下並に李鍵公殿下には、左記の通り當市を御通過遊ばさるゝ旨の公報に接したので、その旨直ちに關係各方面に通知を發した。

宮殿下の御通過

十一月十三日
李鍵公殿下

延岡驛上り……午後五時五十五分

一 庶 務

南延岡驛上リ……午後五時四十八分
朝香宮殿下

延岡驛上リ……午後八時三十七分

南延岡驛上リ……午後八時三十一分

十一月十四日

梨本宮殿下

延岡驛上リ……午前九時十六分

南延岡驛上リ……午前九時九分

閑院宮殿下

延岡驛上リ……午後零時三十八分

南延岡驛上リ……午後零時三十分

○拜謁資格者

官職名	勤務場所	官等	位	勳	功	爵	氏	名
豫備役陸軍軍醫監			從四	勳三			大野	久次郎
後備役陸軍歩兵大佐			正五	勳三			大島	正次郎

官職名	勤務場所	官等	位	勳	功	爵	氏	名
豫備役陸軍歩兵大佐			正五	勳四			平野	庫太郎
豫備役陸軍歩兵中佐			從五	勳四			竹森	英雄
豫備役陸軍輜重兵少佐			正六	勳六			町原	麟吉
退役陸軍歩兵大尉			正七	勳五			吉高	一彌
豫備役海軍特務大尉			從六	勳五			後藤	與七
退役陸軍歩兵中尉			從七	勳五			早川	正義
同			從七	勳六			小田	彦太郎
同			從七	勳六			甲斐	吉靖
市役所主事	延岡市役所		從七	勳六			片寄	吉連
退役陸軍二等軍醫			從七	勳六			山本	彌右衛門
退役陸軍歩兵中尉			從七	勳六			山田	釜次郎
退役陸軍工兵中尉			從七	勳六			後藤	助太郎
退役陸軍二等主計			從七	勳六			石井	房清
退役陸軍二等獸醫			從七	勳五			太田	孝三郎
退役陸軍歩兵中尉			從七	勳五			黒木	孝三郎
退役陸軍三等軍醫			正八	勳六			早川	喜多藏
同			正八	勳六			垂水	壯熊
退役陸軍歩兵中尉			從七	勳六			大谷	治忠
退役陸軍二等主計			從六	勳五			片岡	篤太郎

一 庶務

一七八

一、市長

市長 延岡市役所

仲田 又次郎

一、縣會議員

正六	動六
從七	動六

島村 駒吉	小田 彦太郎	森 韶一
-------	--------	------

一、縣農會長

退役陸軍三等主計 正 八

鈴木 憲太郎

知事告諭

三島本縣知事は、八月一日付にて、告諭第一號を發布し、陸軍特別大演習並地方行幸を迎ふるにあたり、縣民の心得となるべき事項を諭すところがあり、更にそれらの一大盛儀も御滞りなく了へさせられ、宮城に御還幸あらせ給ふや、この光榮と感激とを永久に銘して、縣民一致、益々國民精神の發揚に努むるやう、十一月廿九日付告諭第二號を發布した

○宮崎縣告諭第一號

今秋十一月宮崎鹿兒島兩縣下ニ於テ陸軍特別大演習ヲ舉行セラレ、畏クモ
 天皇陛下ニハ親シク之ヲ御統監アラセラレ、更ニ聖駕ヲ縣下各地ニ枉ケサセ給ヒ具ニ民情ヲ憐ハセ給フト洩レ承ル、是レ寔ニ景行天皇以來千載一遇ノ盛事ニシテ、山河悉ク
 歡喜ニ滿チ仁風縣下ニ洽カラントス、洵ニ本縣無上ノ光榮ニシテ縣民齊シク恐懼感激
 ニ堪ヘサル所ナリ。 謹ミテ願フニ

陛下ニ東宮ニ在シ給ヒシ時、我カ祖國日向ニ御巡啓アラセラレ具ニ民情ヲ憐ハセ給フ
 ヤ、縣民歡喜シテ齊シク御英風ヲ拜シ、御仁德ヲ拜シタリ、然ルニ今復鳳輦ヲ奉迎シ

一 庶務

一七九

洪恩ヲ荷ハントス、至榮至幸、洵ニ感激措ク所ヲ知ラサルナリ、縣民タルモノ宜シク今ヨリ心ヲ清クシ行ヲ慎ミ、敬虔ナル態度ト周到綿密ナル注意トヲ以テ奉迎ノ準備ヲ整へ、天地神明ニ誓ツテ萬遺憾ナキヲ期セサルヘカラス、今茲ニ特ニ留意戒慎ヲ要スヘキ數項ヲ左ニ舉ケテ官民相俱ニ銳意奉公ノ誠ヲ竭サントス

一、皇道精神ヲ振作シ、各自其ノ業務ニ精勵シ、忠誠ノ實ヲ舉クヘシ。

山來我カ日向ノ地ハ皇祖發祥ノ靈地ニシテ、建國創業ノ遺蹟至ル所ニ存シ、萬邦ニ卓絶セル國史ノ源泉ハ實ニ此ノ地ニ發ス、昨昭和九年神武天皇御東遷二千六百年ニ際スルヤ、御進發ノ當日ヲ以テ畏クモ

秩父宮同妃兩殿下ノ臺臨ヲ仰キ奉リ、國民的一大式典ヲ宮崎神宮大前ニ舉行シ、建國ノ宏謨ヲ偲ヒ奉ルト共ニ、皇道精神ノ作興顯揚ニ努メタリ、今ヤ此地ニ聖駕ヲ迎ヘ龍顏ヲ輦路ニ拜シ奉ラントス、縣民タルモノ此ノ時ニ方リ、大イニ期スル所ナカルヘカラス、即チ深ク建國ノ精神ニ鑑ミ列聖ノ遺烈ヲ仰キ、益々義勇奉公ノ精神ヲ旺ンシ君國ノ爲メ臣子ノ本分ヲ盡シ、各自其ノ生業ニ精勵シ、大ニ皇道精神ヲ作興シ、専ラ國運ノ隆盛ニ意ヲ用ヒサルヘカラス、皇道精神ノ振興ハ他ナシ、唯至誠之ヲ貫クニ在リ、是レ實ニ

陛下ニ忠誠ナル所以ノ本分ナリトス。

二、和衷協同ノ精神ヲ以テ、社會生活ノ圓滿協調ヲ圖ルヘシ。

凡ソ和衷協同ノ精神ハ社會生活ノ要諦ニシテ、社會事象ノ複雑トナレル今日益々其ノ重ンスヘキヲ痛感セスンハアラス、即チ事アル際、小事ニ拘泥シ感情ニ走り、相互謙讓ノ美德ヲ忘レ、我ヲ張リテ社會共同ノ利害ヲ顧ミス、往々紛議ヲ生スルコト多キヲ觀ルハ、誠ニ遺憾ニシテ痛歎ニ堪ヘサル所ナリ、今秋 聖駕ヲ奉迎セントスルニ當リ縣民タルモノ宜シク思フ社會共同生活ノ大局ニ致シ、事ニ當ルニ互讓協調、常ニ感情ヲ抑制シ、努メテ紛擾ヲ惹起スルカ如キコトナキヲ期スヘシ。

三、保健衛生ニ意ヲ用ヒ、特ニ傳染病ノ豫防ニ努ムヘシ。

本年ハ 聖駕ヲ奉迎シ、目ツ多數軍隊ノ駐屯スヘキヲ以テ、縣民各自相戒メテ保健衛生ニ留意シ、特ニ傳染病ノ豫防ニ關シテハ細心ノ注意ヲ拂ヒ、一致協力防疫ノ途ヲ策シ、之レカ發生ヲ未然ニ防止スルニ努ムヘキハ勿論、不幸ニシテ之レカ發生ヲ見タルトキハ、直ニ適當ナル處置ヲナシ、全力ヲ舉ケテ速ニ之カ撲滅ヲ期セサルヘカラス

四、綿密周到各種災害ノ防止ニ努ムヘシ。

顧フニ各種災害ノ原因タル、綿密周到ナル注意ヲ欠クニ因スル場合最モ多シトス、近ク 聖駕ヲ迎ヘントスル秋ニ際シ、不注意ノ爲萬一火災其ノ他ノ災害ヲ生シ、爲ニ諸般ノ計畫ニ礎ヲ來シ、且ツ人心ヲ不安ニ陥ラシムルカ如キコトアランカ、遺憾之

ヨリ大ナルハナキノミナラス、洵ニ恐懼ニ堪ヘサル所ナリ、各自隣保互ニ相戒メ、平素各方面ニ綿密周到ナル注意ヲ怠ラス、以テ不慮ノ災厄ニ遭遇スルコト無カラシムコトヲ期スヘシ。

五、軍隊ノ接遇ニハ懇切ヲ旨トスヘシ。

軍隊ノ行動ニ對シテハ最善ノ便宜ヲ計リ、其ノ接遇ニ當リテハ深切懇篤ヲ旨トシ、眞情ヲ以テ迎フヘシ、彼ノ徒ニ華奢ニ流レ虚飾ヲ競フカ如キハ眞ニ犒フ所以ニ非ス、宜シク質實ニシテ誠意ノ流露ヲ以テスル用意ニ於テ遺憾ナキヲ期スヘシ。之ヲ要スルニ曠古ノ光榮ニ浴スヘキ我カ縣民ハ、今ヨリ舉縣一體諸準備ニ於テ遺策ナキヲ期シ、赤子ノ至情ヲ捧ケテ奉迎ノ事ニ當リ、至誠ノ迷ル所、整然トシテ一糸亂レス、眞乎祖國日向ヲ現出シ、以テ 聖駕ヲ迎ヘ奉ルニ些ノ遺憾ナカラシムコトヲ、茲ニ敢テ微衷ヲ披瀝シ、我カ忠誠ナル縣民ニ告ケ、自ラ勤ムルト共ニ各自銳意奉公ノ至誠ヲ竭サンコトヲ切望ス。

昭和十年八月一日

宮崎縣知事

三

島

誠

也

○宮崎縣告諭第二號

今次、昭和十年年度陸軍特別大演習ヲ南九州ノ地ニ行ハセラレ、畏クモ大元帥陛下大森ヲ我カ日向ニ進メサセ給ヘリ、洵ニ無上ノ光榮ニシテ恐懼感激措ク能ハサル所ナリ。

御行事聊々ノ御滞リナク御終了アラセラレ、天機殊ノ外御麗ハシク御還幸遊ハサレタル御趣キ拜承シ、八十餘萬縣民ト共ニ衷心慶福ニ堪ヘサル所ナリ。是レ一ニ陛下御稜威ノ然ラシムル所ナリト雖モ、亦以テ官民一致、至誠奉公ニ俟ツ所多シ、茲ニ縣民各位ニ對シ深甚ナル感謝ノ意ヲ表セントス。

惟フニ、大演習ノコトタルヤ、營ニ六軍ヲ統率シ給フノミナラス、地方行幸ト相俟ツテ眞ニ君臣相親シムノ大御心ニ出テサセ給フ舉國的一大盛事ニシテ、優渥ナル御聖旨ヲ拜承スルタニ、唯々感泣ノ外ナキ次第ナリ。夙ニ周知ノ如ク

陛下今回ノ御日程ハ、極メテ御多忙ニ亘ラセラレ、殆ント御休養ノ御暇モアラセラレサリシハ申スモ畏キ極ミニシテ殊ニ御發轅後、御風氣ニ罹ラセ給ヒ恐懼措ク所ヲ知ラス天機御宜シキヲ拜承シツ、モ只管御容態ヲ案シ奉リシカ、直ニ御平癒遊ハサレ連日早

朝ヨリ深更マテ軍務ト政務トヲ總攬アラセラレ、又、演習中ハ各地ニ於テ御親シク御統監アラセラレ、具サニ將兵練武ノ狀況ヲミソナハセ給ヒ、燦然タル錦旗ヲ霧島山麓ニ進メ給ヒテハ祖國日向ノ民草ニ對シ恐レ多クモ咫尺ノ間ニ御英姿ヲ奉拜スルノ機會ヲ與ヘ給ヒ、縣民ノ感激實ニ筆舌ニ盡シ難キモノアリ。

大演習御統監終ラセ給フヤ、直チニ地方行幸ノ御豫定ニ移ラセラレ、畏クモ宮崎縣立女子師範學校ヲ行在所ニ定メ給ヒ、宮崎神宮、皇宮屋ニ御親拜御巡覽アラセラレ、皇祖ノ御遺烈ヲ偲ハセ給ヒ、引續キ宮崎高等農林學校、宮崎縣立宮崎中學校、宮崎縣師範學校、宮崎縣廳、宮崎地方裁判所、宮崎縣立宮崎高等女學校、御親閱場ニ行幸アラセラレ、更ニ延岡城山、旭ペンベルグ絹絲株式會社延岡工場ニ行幸アラセラレ、縣下諸般ノ業績ニ亘リ、大御心ヲ注カセ給ヒ限リナキ有難キ御聖慮ヲ拜シ、御親閱場ニ於テハ、大分、佐賀、宮崎縣下ノ在郷軍人、青年團、學生生徒、消防組員等ニ對シ、畏クモ御親閱ヲ給ヒ、長時間ニ亘リテ御直立ノ御姿勢ニテ諸隊ニ御答禮ヲ賜ハリツ、ミソナハセラレタルハ恐懼ノ至リニシテ場内ヲ埋ムル者感泣セサルモノナク、古今未層有ノ嚴肅ナル盛儀ヲ展開シ、一君萬民ノ姿ヲ如實ニ現出シ得タルハ無上ノ誇ニシテ感激ノ極ミナリトス。

更ニ鶴戶神宮ヲ始メ、二十八ヶ所ニ御使ヲ御差遣アラセラレ、官國幣社ニハ神饌幣帛料、縣社ニハ幣帛料ヲ、官祭招魂社、陸軍墓地並功臣ノ靈ニハ祭染料ヲ下賜セラレ御慮ノ鴻大ナル御仁愛ノ無邊ナル拜承スルタニ畏キ極ミナリ。其ノ他教育産業ニ關シ民情ヲミソナハシテハ限リナキ有難キ御聖慮ヲ拜シ、又、特ニ日向史ニ於テ御進講スル所ヲ聽召サレ、高齢者、篤行者、傷痍軍人、戰病歿死者軍人ノ遺族及功勞者等ニ對シ殊思ヲ垂レ給フ等、聖德普ク光被シテ、遺ス所ナク、御仁愛ノ霑ス所極リアルコトナシ。

嗚呼、御稔威赫奕ナル御英姿ヲ拜シ、鴻大無邊ナル御仁澤ニ浴セル縣民誰カ皇恩ノ渥キニ感激シテ報國ノ熱情ニ感奮セサルモノアランヤ。我カ縣民タルモノ、此ノ無上ノ光榮ニ浴シ、永久ニ感激ノ念ヲ銘シ、時局ニ對シ益々旺盛ナル國民精神ヲ發揚シ以テ無邊ノ皇恩ニ報ヒ奉ルノ覺悟ナカルヘカラス。鸞輿宮城ニ還御アラセ給フヲ拜承シ感激措ク能ハス、茲ニ衷心ヲ吐露シテ縣民各位ニ告ク。

昭和十年十一月廿九日

宮崎縣知事

三

島

誠

也

奉賽祭……延岡市の祝賀會

畏くも 天皇陛下には十一月二十一日宮城に還幸あらせられ、皇祖の聖地に大行幸の歴史的盛儀をこゝに全く終らせらるゝのである。光榮の日の感激さめやらぬ日向の山河は、奉祝の色一入濃く、此日延岡市の空は朗らかに晴れて、戸毎に奉掲の國旗に、奉祝の赤誠満ち溢れるものがあつた。

やがて午前十一時を報ずるや、縣社今山八幡神社、安賀多神社、龜井神社、恒富神社にありては、一齊に還幸奉賽祭執行され、仲田市長、吏員並に市會議員は四班に分れ、前記の神社に参拜、又、市内各學校生徒、兒童、男女青年團、在郷軍人團、その他一般市民、これに従つて各神社にて嚴かに遙拜、聖壽の彌榮を壽き奉つた。

斯くて奉賽祭は正午を以て終了したが、午後一時から城山公園に於て延岡市主催の大祝賀會が催され、關係官民約七百名を招待、席定まるや仲田市長起つて聖駕還幸を壽き奉り盛儀奉修に際し、各方面の協力を深謝し、一同萬歳を奉唱して閉式、直に大園遊會に移つた。

此日絶好の秋日和に恵まれ、何れも大任を果して和氣霽々、思出深き行幸の御盛儀を偲

びつゝ歡を盡した。尙ほ當日は主賓として舊藩主内藤政道子爵の臨席があつた。

仲田市長御禮言上の爲め上京

十一月二十一日 天皇陛下天機麗はしく宮城還幸の趣に拜し、延岡市民は深く御喜び申上げたが、越えて二十八日仲田市長は森市會議長と同道、佐竹庶務課長隨伴、御禮言上の爲め上京、三十日午前十時宮内省に参向、當日は第二皇子殿下御誕生の参賀を受けさせ給ふ日なるを以て、阪下門外一般奉賀帳に御記帳申上げ、宮内省本多行幸主務官を訪ねて御禮を述べ、黒田侍従に御面會して御禮言上の執奏方を御願ひして辞去し、ついで舊藩主内藤子爵邸を訪問して御禮の挨拶を申述べて退京した。

禮狀の發送……特志家に謝意を表す

地方行幸に關し、城山公園施設上土地其他金品を寄附し、本市の事業を援助されたる、内藤子爵家を始め、各方面の特志家に對し、左記禮狀を發送、夫々謝意を表した。

謹啓時下初冬之候愈々御清健に被爲涉候段欣賀此事に奉存候。

陳者本秋鹿兒島、宮崎兩縣下に於ける陸軍特別大演習御統裁を終へさせられたる御後畏くも

聖上陛下に於かせられては當市にも地方行幸仰出され洵に無上の光榮にして感激措く能はざりし次第に御座候。此の有難き千載一遇の光榮に浴したる本市も曩に御寄附賜りたる城山公園並に旭ペンベルグ絹絲株式會社延岡工場の二ヶ所に玉歩を御進め遊ばされ市民一同感激の極みに存する次第に御座候。此度は更に城山公園登山道路擴張敷地として宅地、畑地等尙地方人士に紹介するの一助として「上代の日向延岡」多部賜はり重ね重ね御厚志の段奉深謝候、御蔭を以つて此尊き御奉仕に至大の便益を得候次第にて這般本市々會に於て之が拜受の手續を了し一同感銘罷居候、先は不取敢乍略儀以書中御禮申述度如斯御座候。

昭和十年十一月十八日

謹言

延岡市長 仲田又次郎

延岡市會議長 森 韶 一

子爵 内藤政道閣下

御侍史

拜啓時下初冬之候愈々御多祥の段奉賀候。

陳者本秋鹿兒島、宮崎兩縣下に於ける陸軍特別大演習御統裁を終へさせられたる御後畏くも 聖上陛下に於かせられては當延岡市にも地方行幸仰出され寔に無上の光榮にして感激措く能はざる次第に御座候、此有難き千載一遇の光榮に浴したる本市も城山公園並旭ペンベルグ絹絲株式會社延岡工場の二ヶ所に玉歩を御進め遊ばされ市民一同感激の極みに存する次第に御座候、此度は城山公園諸施設の中へと 御寄附賜はり御厚志の程奉深謝候。這般本市々會に於て之が拜受の手續を了し候次第にて一同感銘罷居候、御蔭を以つて公園諸施設完備の上よりも風致の上よりも喜び居る次第に御座候。先は不取敢乍略儀以書中御禮申述度如斯御座候。 稽首

昭和十年十一月十九日

延岡市長 仲田又次郎

延岡市會議長 森 韶 一

殿

○寄附者芳名

延岡市本小路甲二五五番地

子爵 内 藤 政道 閣 下

一、城山公園登山道路擴張敷地

延岡市大字岡富字本小路甲三五九番ノ八、宅地拾五坪五合

全 甲三五九番ノ九、宅地參坪七合

全 甲一三三番ノ五、畑七坪

全 甲一三三番ノ六、宅地七坪壹合五勺

全 甲一二七番ノ二、宅地拾貳坪

一、上代の日向延岡 參拾部

延岡市南町區 殿

一金貳百圓也 植木代

東臼杵郡 延岡市 傷痍軍人會長 吉田 砧 郎 殿

一、蘇鐵 壹株

延岡市台雲寺内 佛敎婦人會代表 長 田 觀 禪 殿

一、大王松 貳本

延岡市大字恒富字三ツ瀬

甲 斐 一 榮 殿

一、鐘樓改築工事用材木一切

延岡市大字岡富

福 原 銀 一 殿

一、雪見燈籠 壹基
吉野櫻 百本

延岡市大字岡富字本小路

原 田 千賀良 殿

一、藤楓 壹本

延岡二豊會長

佐 藤 和七郎 殿

一、大ツツジ 壹株

一 庶 務

福岡縣人會代表

福田 玄 昶殿

一、釣鐘櫻
五百千本

朝鮮京城鐘路二丁目

楠 正 吉殿

一、縞リス
拾匹

延岡市本小路北

長 友 駒 吉殿

一、五葉松
參壹本

在郷軍人會 延岡市聯合分會長

平 野 庫太郎殿

一、國旗掲揚臺
壹基

三機工業株式會社殿

一金五拾圓也
植木代

市農會幹施の觀賞園藝品陳列

十一月十五日の行幸に際し、市農會に於ては市内觀賞植物栽培家の會合を催し、城山公園御野立所附近、並に御道筋各所に、觀賞用園藝品を陳列して御旅情を慰め奉らんことを協議し、十一月十一日より四日間に亘り、前記栽培同業者並に出品者の涙ぐましい奉仕により、盆栽三十七鉢を陳列した。

出品種目は左記の通り市内各家庭秘藏の郷土産であり、就中日向寒蘭は、恰も満開期で馥郁たる清香を放つて行幸を待ち奉るかのやうであつた。

○出品者及其の種目

マツ蘭一、寒蘭一	小 林 賢 二	寒蘭一	小 林 音 吉
寒蘭一、高千穂一	小 田 鐵 三	寒蘭一	增 田 正 雄
眞柏一	鈴 木 憲 太 郎	松五、眞柏一、五葉松一	日 吉 小 次 郎
寒蘭一	小 林 佐 市	松二	森 常 吉
寒蘭一	小 林 曹 二	黒松三、五葉松一、錦松一	伊 東 和 男
寒蘭二	松 井 秀 藏	松一	木 谷 新 一
一 庶 務			

一 庶務	山本 豊吉	五葉松一	戸田 弘
真柏一	田中 長次郎	松一	甲斐 稻峰
野木瓜一	寺田 秀治	真柏三、松一	後藤 茂三郎
棕梠竹一	岩佐 敏郎		
榎一松一			

新聞材料發表……陪觀記者宿舍

十一月十五日午後一時、延岡圖書館に於て陪觀記者團六十名を招き、本市丸山新聞係長より當日地方行幸に奉仕した左記三氏の謹話を發表し、晝食の饗應をなすところがあつた

- 一、聖駕を迎へ奉りて 延岡市長 仲田 又次郎
- 一、聖駕を迎へ奉りて 子爵 内藤 政道
- 一、聖上陛下を迎へ奉りて 旭ベンベルグ絹絲株式會社々々長 野口 遵

尙ほ陪觀記者團の延岡市内に於ける宿舍は左記の通りである。

○陪觀記者宿舍表

日本電報通信社	一〇名	亀城館	大正日々新聞社	二名	全
報知新聞社	四名	藤屋館	新聞ノ新聞社	一名	全
讀賣新聞社	二名	全	軍事劇團社	二名	全
日本通信社	一名	中川旅館	豊州新聞社	二名	全
亞細亞通信社	一名	全	肥前日々新聞社	二名	三原旅館
日刊通信社	一名	全	宮崎今日新聞社	一名	全
鐵道評論社	一名	全	宮崎毎日新聞社	一名	全
フォックスムーヴイトンニュース社	三名	見立旅館	九州日々新聞社	七名	明治屋旅館
大分新聞社	二名	見立旅館	大阪朝日新聞社	一名	日野屋旅館
九州新聞社	四名	全	大阪毎日新聞社	一名	吉野屋旅館
パラマウントニュース社	二名	梅屋旅館	福岡日々新聞社	一名	菊池旅館
大阪毎夕新聞社	一名	全			

記念印刷物

本市が昭和十年陸軍特別大演習並地方行幸に關し記念印刷物として發行せるものは左記の通りである。

昭和十年度延岡市行幸記念録

菊版三百餘頁より成る洋本、前編には宮崎、鹿児島兩縣下に於て行はれたる陸軍特別大演習及地方行幸並に御使御差遣、本市行幸記念事業等に關する大要を叙し、後編には行幸事務各係に屬する準備、計劃及實施に關する事務的方面を記述す。

延岡市勢要覽

卷頭には市内各所より展望の延岡市街、城山公園、愛宕公園、須崎橋、延岡港、長濱海岸等の寫眞版九葉を收め、本文を延岡市概觀、戸口、教育、社寺及兵事、産業、市勢及議會、衛生、交通、運輸、通信、財政、警察、警備、社會、金融、會社、工場名所舊蹟等十六章に分つ。

延岡市全圖

最近の調査になるもの。

新興延岡早わかり

ポケット用小型冊子、卷頭に野口雨情作延岡小唄、歌人牧水の短歌數首を載せ、本文には延岡の歴史、内藤家、諸官衙、會社、工場、名勝舊蹟、古墳等を簡明に紹介したるもの、市勢要覽、延岡市地圖と共に外來觀光客にとつて絶好の案内書である。

延岡書簡圖繪

折疊式とし、表には延岡市全圖の縮寫、並に全市の鳥瞰圖を示し、裏面には市内名勝舊蹟の縮寫眞入りの説明文、並に通信欄を設けたる書簡代用の圖繪である。

記念繪葉書

城山、愛宕兩公園、今山大師、須崎橋、五ヶ瀬川、長濱海岸、延岡市街四景拾枚一組の彩色繪葉書。

第二献覽……市献上品

聖駕奉迎に方り本市に於ては我が郷土の特産となれる紅溪石硯、書棚並に焼鮎を献上することに決定し、左記の通り献上願を提出してゐたところ、御採納の御汰汰を拜したので直ちに斯道の權威者左記三氏にその謹作を依頼した。

光榮に浴した三氏は家族一同の健康診断を受け、嚴かなる修祓式を執行し、爾來齊戒して専心謹製に従事し、見事なる出来榮えを以て納入を了した。

依つて本市は十一月一日、市會々議室に於て、市吏員及市會議員參列の上修祓式舉行、同日伊東助役は紅溪石硯壹面、書棚壹個並焼鮎壹箱を捧持して、行在所たる宮崎縣女子師範學校に搬入した。

献上品並に謹製者

一、紅溪石硯 壹面

右謹製者

延岡市大字岡富甲百二十九番地

硯師 原 口 實 五 郎 (號梅羊)

一、書棚 壹個

右謹製者

延岡市大字恒富北三千十一番地

指物師 渡 部 渡

一、焼鮎 壹箱

右謹製者

延岡市大字本町通五百七十三番地

篠 崎 勝

献上願

一、紅溪石硯 壹面

一、書 棚 壹個

一、焼 鮎 壹箱

右

天皇陛下本縣下ニ行幸被爲在候節献上致度候間御採納被成下度此段奉願候也

昭和十年 月 日

延岡市長 仲 田 又 次 郎

一 庶 務

一九九

献上品説明書

一、紅溪石硯 壹面

石材

石材ハ世ニ知ラレタル東白杵郡北川村八戸ニ産スル紅溪石ナリ。

松壽萬年

硯ハ「松壽萬年」ト題シ長サ一尺、幅六寸、全形ヲ松樹ニテ現ハシ、上方ヨリ右側ニカケテ枝松ノ高雅ナル彫リヲ配ス。

○『紅溪石硯』の沿革

今より凡そ八十年前（安政の頃）甲州人にして徳藏といふ修験者あり、偶々延岡藩北川村八戸通行の際溪流に露出せる此の石を拾ひ、全地天神の社に籠りて硯を作りこれを延岡に鬻ぐ、これ實に此の石の作硯に用ゐられたる起原なり。

其の頃、延岡藩の家老穂鷹亭々方に入出をなす藩士川原新藏なる器用の者あり、此

の石を以て硯を作り之を亭々に呈す、亭々之を見て硯材に適すべしとなし、藩航海方役所に命じて之を硯材として大阪に輸送せしめたるが、廢藩後は延岡にても川原新藏其の他の手に作硯され、之を「八戸石」又は「赤石」と唱へたり。

かくて、明治十年西南役後、鹿兒島縣人佐藤暢（後の栃木縣知事）延岡警察署長として來任するに及び、その慧眼は此の石をして延岡特産「紅溪石硯」の名をなさしむるに至れり。佐藤暢此の石を見て、南町後藤庄作秘藏の唐硯端溪石にして頼山陽の遺愛品たりしといふ稀有のものに比して遜色なきものなるを認め、之を製硯若くは硯材として京阪地方に輸送せば必ず世の好評を受け將來延岡の一特産たるに至るべしと、時の豪商奈須助右衛門に勸奨するところあり、助右衛門大いに其の議に賛し自ら此の石の産地に實地踏査に赴き石材の契約をなし、石工を督して加工を施し硯材として之を東京及び京阪地方まで移出するの盛況を見るに至りしが、此の石材の産地一帯紅丹色の溪谷なるが故にかの唐硯端硯石に因みて之を「紅溪石」と稱して世に出すことゝなれり。

然るに、その後帝都の硯工にありては紅溪石の特質たる堅質性に製硯の難澁を感じ作硯に適せずとて之を顧みず一時廢工の姿なりしが、明治三十二年、宮内省御用師内海羊石の門人にして延岡の生める梅羊原口實五郎その洗鍊されたる靈腕をもつて歸郷

硯師を開業するや、紅溪石の硯材として有するその特質の見出されず廢工となれるを慨し、つぶさに心膽を碎きて研鑽の結果、遂に其の特質を生かすことに成功して數多の傑作品を瀕出し、こゝに「紅溪石硯」の聲價は翕然として高まり、梅羊の盛名と共に延岡特産として世に喧傳せらるゝに至れり。

謹作者履歴

謹製者原口實五郎（梅羊ト號ス）ハ延岡市大字恒富宇新小路ニ生レ、新小路小學五級修業ノ後鹿兒島市ニ轉住、十八歳ニシテ上京、宮内省御用師（彫刻家）内海羊石氏ノ門ニ入り、作硯ヲ修業スルコト六ケ年、二十四歳ノ時延岡ニ歸郷シテ開業、爾來專心斯業ノ研鑽ニ精進シ、「紅溪石硯」ノ名ト共ニ斯界ニ其ノ盛名ヲ知ラル、ニ至レリ。

嘗テ明治四十年十一月

大正天皇、皇太子ニ在ハス時、本縣行啓ノ際内藤子爵家献上硯謹作下命ノ光榮ニ浴シタルニ始リ大正四年大正天皇御即位御大典ニ際シ、聖上、皇后兩陛下、皇太子殿下、縣献上硯參面ヲ内海羊石師ト合作ニテ謹製下命ノ光榮ニ浴シ、大正九年 秩父宮殿下本縣御成リノ際東臼杵郡自治協會ヨリ献上硯「地龍旭日」謹作ヲ下命サレ、大正九年 今上天皇陛下皇太子ニ在ハス時本縣行啓ノ際、縣献上硯「幅自來天」謹作ヲ下命サレ、昭和三年十一月 今上天皇陛下、御即位御大典ノ際

聖上、皇后、皇太后三陛下縣献上硯謹作下命ノ光榮ニ浴シタリ。
其他、内國勸業博覽會ヲ始メ各地ノ共進會、品評會等ニ出品シテ宮内省御買上ノ光榮ニ浴シタル外、褒狀、賞狀十數葉ヲ受ク。

一、書 棚 壹 個

大 サ

高サ二尺六寸、長サ三尺三寸、奥行一尺二寸五分

樣 式

徳川樣式ニ現代ノ樣式ヲ含マシメタルモノニシテ、二ツノ棚ト一ツノ片開戸及
ピ二ツノ抽斗ヲ有シ、天板及棚板、地板ノ四隅ハ銀金具ヲ附ス

用 途

主トシテ日本室座敷ニ配シ卷物及和綴本ヲ整理ス

材 料

いちい

「いちい」は一位トモツクリ、別名あららぎ、しやぐき等ノ稱アリ、深山ニ自
生スル常緑喬木ニシテ飛彈ノ位山ニ産スルモノ、古來最モ有名ナリ。

幹ノ高サハ五六丈、周圍五六尺ニ達ス、樹皮黒褐色ニシテ薄シ、葉ハ互生ヲナス。

雌雄異株ニシテ、枝梢ノ葉腋ニ微細ナル雄花ヲ簇生ス、雌花ハ葉腋ニ獨立シテ生ジ曇形ヲナス、又、外部ハ數多ノ小鱗片ヲ以テ被ハレ、成熟スレバ壘形ノ盤肥大シテ肉質トナリ深紅色ヲ呈シ其ノ味甘シ。

材ハ淡褐赤色ニシテ紅色ヲ帶ビ、肌理堅密ニシテ彈力アリ、古來笏ヲ作ル料トス、一位ノ名之ニ基因スト云フ、其ノ他楊枝、箸、杖、箱、櫛、鞘等ノ器具ヲ製ス、之ヲ一位細工ト云フ、又、建築材、床柱等ニ用フ。

謹製者履歴

謹作者渡部渡ハ十四歳ノ時、延岡市小田家具店ニ入り、同店ニテ修業スルコト五ケ年、其後廣島別府兩市ニ於テ、實地研鑽ヲ積ムコト約十年ニシテ、大正十三年十月現住地ニ家具店ヲ開業、斯界ニ其名ヲ認メラル。昭和九年九月、本市ノ依囑ニ依リ、秩父宮同妃殿下並ニ梨本宮殿下献上ノ容器下命ノ光榮ニ浴シタリ。
其他各地ノ博覽會、共進會等ニ出品シテ褒狀ヲ受クルコト十數回ノ多キニ及ブ。

一、燒 鮎 壹 箱

沿革及特色

鮎ハ古來縣下ノ各河川ニ産スルモ、特ニ縣北五ヶ瀬川産ノ鮎ハ、生育ヨロシク香氣秀ヅルヲ以テ、燒鮎ハ舊藩時代ヨリ其ノ特色アルヲ以テ世ニ知ラル。毎年ノ生産高二萬四千圓ニ達ス、近時益々其ノ眞價ヲ認メラレ、東京地方ヲ始メ阪神及北九州ノ各地ニ移出スル量益々多キヲ加フルノ盛況ヲ見ルニ至レリ。尙ホ延岡ノ築ハ、他地方ニ見ラレザル地方的特色ヲ有シ、毎年十月上旬ヨリ五ヶ瀬川ノ流ニ構築シ、之ニヨル鮎ノ漁獲高ハ二千貫以上ニ達シ、各地ヨリノ遊客多ク、延岡ノ所謂「築遊」ト稱シ、長良川ノ鵜飼ト並ビ稱セラル、モノナリ

謹製者履歴

謹製者篠崎勝ハ、多年延岡名産燒鮎、鮎うるか及び鮎粕漬ノ製造販賣ニ從事シ、特ニ燒鮎ノ製造ニ特技ヲ有シ、市ノ内外ニ知ラル。昭和六年九月 高松宮殿下本縣御成リノ際、縣献上ノ燒鮎一箱、謹製下命ノ光榮ニ浴シタルニ始マリ、昭和九年十月 秩父宮同妃兩殿下、本市御成リノ際、東臼杵郡自治協會ヨリ献上ノ燒鮎一箱、内藤子爵家ヨリ献上ノ鮎粕漬四個ヲ謹製ノ命ヲ受ケ、昭和十年陸軍特別大演習並地方行幸ノ御砌、鮎粕漬二個御買上ノ光榮ニ浴シタリ、

○湯淺宮内大臣よりの書簡

本市よりの献上品に對し、御嘉納の趣、十一月二十一日湯淺宮内大臣より左記の書簡を寄せられた。

紅溪石硯 壹面

一、書 棚 壹個

燒 鮎 壹箱

右

今般鹿兒島、宮崎兩縣下へ行幸ニ際シ被献上致候ニ付御前へ差上候此段申進候

昭和十年十一月二十一日

宮内大臣 湯 淺 倉 平

延岡市長 仲 田 又 次 郎 殿

献上品傳獻

市内の特志家並に各種團體より献上の光榮に浴すべく、各種献上品の献上願を本市經由提出したところ、御採納あらせられたので、本市に於ては直ちにこれを關係者に移牒した而して出願者に於ては、感激の裡に齋戒謹製し、十一月一日市會々議室に於て市吏員並に市會議員參列の上、修祓式執行、即日伊東助役によりて行在所へ搬入を了した。而してその献上品並に献上者は下記の通りである。

傳 獻 品

銅製花瓶	壹個	子爵	内 藤 政 道
ペンベルグ絹絲	貳総		旭ペンベルグ絹絲株式會社
ペンベルグ羽二重	紅白各壹匹	同	
ペンベルグジョーゼット	壹匹	同	
ペンベルグサテンクレープ	壹匹	同	
ペンベルグハンカチーフ	壹箱	同	
一 庶 務			

椎茸薄葉 參百匁 宮崎縣椎茸販賣購買利用組合
 醬油 壘詰貳本 合資會社 日平商店
 縣献上品「花生籠」 壹個 白 瀬 虎 一

尙ほ宮崎市長經由傳獻品中、本市關係の分は左記の通りである。
 一、清酒

つばさ

謹製者

延岡市本小路

合資會社日平商店代表者

和田耕作

杜氏 樺島虎猛

日向櫻

謹製者

延岡市

延岡酒造株式會社代表者

甲斐鹿治

杜氏 原武佐次郎

天覽品謹製搬入

都城大本營に於て天覽に供し奉る本縣物産中、本市よりの出品に就ては、縣當局の指示に基き、嚴選の結果推薦したところ、左記の通り指定されたので、本市は直ちにこの旨、當事者に對し、通達すると共に、從業者の健康診斷を行ひ、衛生上其他に遺漏なきを期したが、當業者に於ても各々修祓式を行ひ、齋戒して業に従ひ、何れも優良なる製品を出すこととなつた。斯くて十一月八日までに全部を大本營に搬入した。

○天覽品出品一覽表

品名	數量	出品者氏名	謹製者氏名
裸麥(佐賀大粒)	一升	甲斐辰良	全上
トマ	一籠	日吉正明	全上
胡蘿蔔(金時)	一束	銀島秀三郎	全上
木炭(白炭)	一俵	小田清兵衛	大谷市作

清酒(つばさ)	一	升	一圓五十錢	合資會社 日平商店
鮎粕漬	二	箱	六圓	篠崎
菓子(柚羊羹)	一	箱	五圓	謹製者 佐々木 惠 祐
菓子(模様入羊羹)	一	箱	二圓	謹製者 藤原 清 喜
筆筒	一	個	五十圓	謹製者 村田 悅 治
アミノ酸醬油	二	升	一圓	延岡酒造 株式會社
昇リ猿	二	個	四十錢	池田 卜 之 進
昇リ猿	二	個	四十錢	松井 樽 之 進
燒酎	一	升	一圓三十錢	延岡酒造 組 合
トマ	一	籠	六十錢	日吉 正 明
木炭(白炭)	一	俵	二圓	小田 清 兵 衛
椎茸(ドンコ)	一	箱	十五圓	山積 文 雄
花生籠	一	個	三十圓	白瀬 虎 一

記念狀

延岡市

白瀬 虎 一

一、花生籠 一個

右 昭和十年十一月陸軍特別大演習並地方行幸被爲在候際本縣獻上品ヲ謹製セラレタル段榮譽ノ至リニ候也

昭和十年十一月十五日

宮崎縣知事正五位勳四等 三 島 誠 也 團

記念狀

一、花生籠 (天覽品名) 個數 (出品者氏名)

右昭和十年陸軍特別大演習並地方行幸ノ際天覽ヲ賜フ

昭和十年十一月十五日

宮崎縣知事正五位勳四等 三 島 誠 也 團

献上品及天覽品取扱心得

昭和十年七月三十一日付本縣内訓第二號を以て、献上品取扱心得及天覽品取扱心得を左記の通定められた。

○献上品取扱心得

第一條 献上品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルト認メラルルモノハ採納セラレザルモノトス

- 一、華美ニ流ル、モノ
- 二、廣告又ハ宣傳ノ爲ニスルモノ
- 三、賣名私利ノ爲ニスルモノ
- 四、其ノ他献上品トシテ不適當ナルモノ

第二條 献上ヲ願出テムトスル者アルトキハ別紙様式ニ依ル献上願正副二通ニ左ノ書類ヲ添附シ昭和十年八月十五日限り知事ニ提出セシムヘシ

- 一、個人ノ場合
經歷書
- 二、團體ノ場合（市町村ハ之ヲ要セス）

(イ) 團體名

(ロ) 定款又ハ規約ノ類

(ハ) 創立年月日

(ニ) 團體員數

(ホ) 事業概要

第三條 市町村長献上願ヲ受理シタルトキハ左ノ事項精査ノ上意見ヲ具シ知事ニ進達スヘシ

- 一、献上願書及添付書類ノ記載ハ事實ト相違ナキヤ否
- 二、本人又ハ團體代表者ノ性行、信用狀態及賞罰
- 三、本人並ニ従事者及其ノ家族ニ遺傳性又ハ傳染疾患ナキヤ否
- 四、製産方法ニ付衛生上顧慮スヘキ事項ナキヤ否
- 五、本人及従事者ノ居住地又ハ生産地附近ニ傳染病ナキヤ否
- 六、其ノ他必要ト認ムル事項

第四條 願書差出後前條調査事項其ノ他願人又ハ従事者ノ身上及衛生狀態ニ變動ヲ生シタルトキハ其旨遅帶ナク知事ニ届出テシムヘシ

第五條 第二條ノ出願ニ對シテハ採納御沙汰ノ有無ヲ願人ニ傳達ス

献上品採納ノ御沙汰アリタルトキハ指定ノ日時場所ニ差出サシムヘシ但シ特殊ノ事由ニヨリ指定ノ日時ニ差出シ難キ場合ハ知事ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

第六條 献上品ノ製産包装及容器等ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一、製産ニ従事スル者ハ必ず健康者タルコト
- 二、製産ニ従事スルトキハ身体ヲ清淨ニシテ清潔ナル白衣又ハ上着ヲ用ヒ且ツ手指ノ消毒ヲ行フコト
- 三、献上品ノ包装ハ可成其ノ内容ヲ調査シ得ル如クスルコト但シ瓶詰其ノ他止ムヲ得サルモノハ密封スルコト
- 四、前號ニヨリ密封シタルモノハ別ニ少量ノ見本ヲ添付スルコト
- 五、献上品ノ容器ニ付テハ知事ノ指揮ヲ受クヘシ、箱、籠其ノ他ノ容器ニ入レタルモノハ白風呂敷ニテ包ムコト
- 六、幅二、三寸ノ美濃紙片ニ品目、數量、献上者ノ住所氏名ヲ書シ風呂敷包ノ中ニ入レ置クコト箱蓋ニ文字ヲ書シ又ハ容器ニ「レツテル」ヲ貼付セサルコト、但シ酒、醬油等ノ如キモノニシテ之ヲ缺クカ爲メ甚シク体裁ヲ損スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 七、献上品ハ腐敗ノ虞ナキ様充分注意スルコト

第七條 献上品ニ關スル願届書類ハ總テ市町村長ヲ經由セシムヘシ

(様式) 用紙 美濃白紙

献上願

一、品目 種類 數量

右

天皇陛下本縣下ニ行幸被爲在候節献上致度候間御採納被成下度此段奉願候也

年 月 日

住所(又ハ居所)

官位勳爵職業

氏名(印)

宮内大臣宛

(團體ニ在リテハ團體名代表者ノ職名位勳爵氏名)

御料蔬菜の栽培

陸軍特別大演習並地方行幸御駐輦中の御料蔬菜依託栽培に關し、宮内省より内示があつたので、本市は營業關係者につき慎重詮衡の上、左記、伊東和男氏を推薦決定した。かくて六月七日、嚴に奉耕地修被式を舉行し、栽培計畫に従ひ熱心奉耕に従事し、市當局に於ても指導監督その宜しきを得たので、その成育頗る順調に進んだが、その開花結實

に際し、八月二十七日及び九月六日の二回に亘り暴風雨に遭遇したるも、温床等の設備完備せるを以て、幸にその被害を免れ、優良なる成果を見るを得たので、その内から更に厳選し、左記の通り甲斐産業課長これを捧持して納入を了した。

一、トマト

品 種	ベスト オブ オール
播種月日	六月二十一日
定植月日	八月十一日
採收月日	十一月七日
納入數量	四貫目

一、茄子

品 種	ヤマト 中長茄子
採種月日	六月二十一日
定植月日	八月十八日
採收月日	十一月九日
納入數量	四〇個

奉耕者

延岡市出北一、二二四

伊 東 和 男

御料に供すべき豚鶏購入

都城大本營及宮崎市行在所御駐輦中の御料に供すべき、豚及鶏の購入に就き、宮内省より内示あり、本市に於ては本縣種畜場所長につき、厳選の結果、左記の通り決定、十一月八日及同月十日夫々納入を了した。

御 料 豚

一、名 號	干草
一、生年 月日	昭和九年十月十七日
一、性 牝	
一、種 類	ヨークシャ種
一、血 統	父、五一高千穂 母、ナギサ
一、産 地	延岡市
一、購買 價格	三五、〇〇圓
一、賣 上 者	延岡市養豚組合長 甲 斐 吉 靖
一、飼 養 者	延岡市大字恒富 松 本 茂
一 庶 務	

御料鶏

一、卵用鶏

(單冠白色レグホーン)雌

拾羽

一、購買價格

二〇、〇〇圓

一、賣上者

延岡市養鶏組合聯合會長

日

吉

小次郎

一、飼養者

延岡市大字恒富

橋

本

春太郎

賜饌御用品謹製の光榮

賜饌御用御紋菓は、縣下から選定された四十五名の奉仕者により、宮崎市の祖國青年修養道場に於て謹製されたが、何れも齋戒し、宮内省大膳係からお貸下の菊花型に依り、六萬個を滞りなく謹製した。此の光榮に浴した延岡市の謹作者は下記の通りである。

謹製者

延岡市大字岡富甲三五四八	於	保	茂	男
延岡市大字柳澤町四六四	佐々木	松	治	
延岡市大字恒富北五七九三	甲	斐	一	
延岡市大字博勢町一〇一三	秦	幸	次	郎

又、賜饌の御酒は縣下五ヶ所に選定謹製の御下命があり、延岡市内合資會社日平商店、延岡酒造株式會社その光榮に浴したが、兩所にては清淨修祓、齋戒して謹製奉仕の重任を果した。

各種天覽成績品

行在所(宮崎縣女子師範學校)内四室に陳列され、十一月十四日午後四時から三島知事の御案内で天覽の光榮に浴した縣下各學校生徒兒童の成績品、縣下中等學校博物教師の蒐集になる貝類、粘菌、特殊植物などの特産博物標本、小學校教師作成の古墳、史蹟、名勝模型及び舊藩島津伯爵、内藤子爵、秋月子爵、伊藤子爵の各家の什寶及典籍等の郷土資料中本市關係の出品は下記の通りである。

○學藝品ノ部

綴方 (小學校)

オマツリ	延岡尋常小學校	尋一	山崎トキ子	シヤウチヤン	南尋常小學校	同	坂本	繁松
アカチヤン	岡富尋常小學校	同	中村 保子	キンギヨ	恒富尋常小學校	同	石原	貞子
ヒカウキ	方財尋常小學校	同	深川 良輝	つうちばもらひ	岡富尋常小學校	尋二	佐藤	宜子

お父さん	方財尋常小學校	同	利曾行熊雄	愛宕山	恒富尋常小學校	同	長友ミユキ
うちの牛	南尋常小學校	同	山本英一	楽しい一日	同	同	杉本知子
おとなりのねこ	恒富尋常小學校	同	田中和子	城山の鐘	延岡尋常小學校	尋六	加藤ヒサシ
朝日の出	同	同	西岡一夫	僕が尊敬してゐる人	岡富尋常小學校	尋六	村岡 巖
よし子さんへの手紙	延岡尋常小學校	尋三	鹿 純子	地藏松	方財尋常小學校	同	縫 勇
おがたまの木	同	同	山代 峯子	母の愛	南尋常小學校	同	奥村富美子
十五夜さん	岡富尋常小學校	同	高見アヤ子	展び行く延岡	恒富尋常小學校	同	志賀 拓男
僕の家	同	同	千脇 正義	我が國の美點	延岡高等小學校	高一	白井 明美
吉永君の見送り	南尋常小學校	同	緒方 繁敏	我が延岡	同	同	鉦 才太郎
私の家	延岡尋常小學校	尋四	桂 弘道	延岡	同	同	李 田榮
神社朝會	岡富尋常小學校	尋四	近藤 貞子	城山	同	同	江藤 勇
渡し船	方財尋常小學校	同	甲斐 キヨ	庭瀬から延岡まで	同	同	林 繁子
一家の喜び	南尋常小學校	同	坂元 清雄	工業都市延岡	同	高二	川東 孝純
とんぼ	恒富尋常小學校	同	草野トシエ	親に事へる心	同	高二	小倉 正一
私どもの學校生活	延岡尋常小學校	尋五	高濱 道子	親を思ひて	同	同	島本 勤
會社の煙突	岡富尋常小學校	同	有竹 充郎	延岡を讃ふ	同	同	大金百合江
ヤンマトリ	方財尋常小學校	同	濱松 博	親	同	同	東アヤ子

作文 (中等學校)

我が郷土	延岡中學校	四年	佐藤六三郎	なつかしい庭	同	五年	新井 キミ
祖國日向に生を享けて	同	五年	徳留 勝巳	方財行き	延岡商業學校	一年	福田 正雄
五箇瀬川の美	延岡高等女學校	二年	三浦千鶴子	聖駕を奉迎するに當りて	同	三年	黒木 文次

書方 (小學校)

恒富尋常小學校	尋一	竹村 千枝	岡富尋常小學校	尋五	矢野 美智江
岡富尋常小學校	尋二	林 玄 暉	延岡尋常小學校	尋六	大野 都久子
南尋常小學校	尋三	山本 誠一	延岡高等小學校	高一	松本 幸男
同	尋四	渡邊 秀雄			

書方 (中等學校)

延岡高等女學校	二年	三浦 千鶴子	延岡商業學校	五年	林 田 敏
---------	----	--------	--------	----	-------

(以下一括天覽)

延岡尋常小學校	尋一	山中 正宣	恒富尋常小學校	同	吉田 令
岡富尋常小學校	同	久保 時子	方財尋常小學校	尋二	甲斐 花惠
南尋常小學校	同	永添 岳繁	南尋常小學校	同	渡邊 一郎

恒富尋常小學校	同	荒木 益雄	延岡尋常小學校	同	森 卓 郎
延岡尋常小學校	尋三	篠田 紀美子	南尋常小學校	同	奥村 富美子
延岡尋常小學校	同	小林 幸代	宇和田尋常小學校	同	長 田 良
恒富尋常小學校	同	竹村 柄也	延岡高等小學校	高一	荒木 光雄
同	同	鳥巢 静子	同	同	濱野 繁徳
岡富尋常小學校	尋四	下川 ケイ子	同	同	尾崎 スズ子
方財尋常小學校	同	長谷川 利津子	同	同	逢坂 ッタ子
恒富尋常小學校	同	武山 喜和	高二	同	玉利 武光
延岡尋常小學校	尋五	増尾 かをり	同	同	日野 周作
岡富尋常小學校	同	福島 武夫	同	同	川東 孝純
南尋常小學校	同	石原 綾子	同	同	下野 一夫
恒富尋常小學校	同	甲斐 聖子	同	同	伊賀 惠美子
方財尋常小學校	尋六	松下 大藏	同	同	

(中等學校)

延岡中學校	二年	長谷川 次男	延岡高等女學校	五年	山本 博子
同	四年	廣島 純一	延岡商業學校	二年	小 島 進

圖畫 (幼稚園)

クレヨン畫	延岡幼稚園	高濱 和秀	同	木元 充二
-------	-------	-------	---	-------

(以下一括天覽)

クレヨン畫	恒富幼稚園	平井 純雄
-------	-------	-------

圖畫 (小學校)

クレヨン畫	岡富尋常小學校	尋一	山中 孝	同	恒富尋常小學校	尋四	川田 正文
同	延岡尋常小學校	尋二	長友 尙	水彩畫	延岡尋常小學校	尋五	長谷川 潔
同	恒富尋常小學校	同	日高 義幾	同	同	尋六	向井 亘
同	延岡尋常小學校	尋三	木谷 久子	同	延岡高等小學校	高一	塩谷 正敏
同	岡富尋常小學校	同	池見 浩一				

(以下一括天覽)

クレヨン畫	延岡尋常小學校	尋一	早日渡 妙子	同	同	同	河野 昭代
同	方財尋常小學校	同	海汐 昭三郎	同	恒富尋常小學校	同	森 ミチ子
同	南尋常小學校	同	阿部 利雄	同	延岡尋常小學校	尋三	宮西 宗憲
同	恒富尋常小學校	同	毛利 馨敏	同	岡富尋常小學校	尋三	吉玉 日出夫
同	岡富尋常小學校	尋二	北林 鈴枝	同	方財尋常小學校	同	三島 ノリ子

同	延岡尋常小學校	尋四	石原	みすゞ
同	同	同	工藤	泰
同	岡富尋常小學校	同	甲斐	惇一
同	同	同	坂本	弘
水彩畫	同	尋五	菊池	友義
同	同	同	小倉	英子
同	恒富尋常小學校	同	天野	善滿
同	同	同	安永	三郎
同	南尋常小學校	尋六	吉田	忠義
同	延岡尋常小學校	同	池田	穰
同	岡富尋常小學校	同	北山	端

圖畫 (中等學校)

圖案 延岡中學校 五年 加藤修

毛筆畫 延岡高等女學校 同 今西芳

(以下一括天覽)

水彩畫 延岡中學校 四年 三浦光弘

毛筆畫 延岡高等女學校 五年 鈴木千鶴子

手工手藝裁縫及製作品

小學校

切貼細工	景色	延岡尋常小學校	尋一	齊藤多惠子
原紙細工	室内	岡富尋常小學校	尋二	榊原司
原紙細工	幟猿	岡富尋常小學校	尋四	清水睦子
原紙細工	僕等ノ學校	恒富尋常小學校	尋四	福田初子
裁縫	涎掛	延岡尋常小學校	同	谷仲愛子
手藝	雜	南尋常小學校	同	中村敦
手藝	工場	恒富尋常小學校	尋六	渡部卓明
				夏田忠之
				大橋學
				謙田守彦
				小田金拾
				小田須惠子
				小野博子
				渡部三幸
				山下サダ子
				内田郁子

中等學校

木工	花臺	延岡高等小學校	高二	高木明
手藝	高千穂峽	延岡高等女學校	四年	福井正貞
				小田津奈子
				片寄なゝめ
				仲田安枝
				森芳子

青年學校

藤細工	花臺	延岡青年學校	專修一年	山口靜夫
手藝	五ヶ瀬ノ清流	同	本科二年	木元チイ
				宮原ハツエ
				土肥ヨシ
				重山ツギオ
				久世サト

研究調査物

延岡市附近蒐集昆虫類

延岡市青年團

小 田

亨

○郷土資料ノ部

一、舊藩内藤子爵家の什寶及典籍

子爵

内 藤

政 道

出 品

(一) 内藤政樹の天球儀及其模型

大小二個
模型二個

内藤氏第九代政樹が山路主任に託して製作せしめたもので、金屬製と漆張の二個であります。今から凡そ二百年前の作だらうと申します。

木製模型は十一代政修が天明六年其の臣饗庭榮久をして製作せしめたものであります。

(二) 内藤政樹撰和算數學書 稿本三冊

稿本三冊中一は絳老餘算點竄、一は絳老餘算單伏點竄、一は絳老餘算々術卷之六であります。

政樹は數學を好み、久留島義太、松永良弼を聘しまして、此の著述をなさしめたもので、點竄とあるのは今の代數のことで、政樹の意を受けて松永の名づけたものであります。

政樹は天文曆數を好み、和算の發達に寄與する所多かつたので、大正十三年特に從四位を追贈されました。

(三) 内藤露沾の和歌俳句

政樹の父を政榮といひ、露沾は其の俳號であります。

和歌を武者小路實隆に學び、俳諧は初め西山宗因に學びましたが、晩年芭蕉、其角と共に正風を奨励して市井の間に重んぜられました。出品は、其の高弟沾徳の後を受けました沾山が、露沾の筆蹟を求め得て、芭蕉の終焉地たる義仲寺に贈つた原本であります。

(四) 日平、見立兩鑛山の製鑛型銅、型錫

型銅四個
型錫二個

明治十八年子爵内藤政舉東臼杵郡北方村日平銅山を買収して經營し、爾來改良擴張しまして、大正四年廢坑に至るまで、産額三千三百餘萬斤を得ました。

見立鑛山は西臼杵郡岩戸村に在りまして、大正六年開業稼行し、大正九年採鑛權を他に譲りました。此所に陳列してありますのは當時此の兩山で製鑛したものであります。

第一號 銅丸と稱し野燒の方法により製煉したものであります。文久元年頃より明治二十年頃まで此の方法を用ゐました。

第二號 踏鞴吹、大なるフイゴを足にて踏み、空氣を吹送して精煉したもので、明治三十二年頃まで行はれました。

第三號、第四號 當時洋式と申しました新式精煉法に依りましたもので、明治三十三年頃より大正七年閉山に至るまで用ゐられました。

(五) 内藤政陽調製の臼杵郡繪圖壹葉

内藤藩領臼杵郡の繪圖で、寶曆十二年第十代政陽が其の臣高島貞勝をして製圖せしめたものであります。

政陽は又詩文を好み、安永五年侍臣に命じて詩語碎金を編纂出版せしめましたが、海内殆んど此書を知らぬものはないといふに至りました。

(六) 内藤藩領時代の宮崎郡圖壹葉

牧野氏引繼若くは引繼後間もなく出來たものと見へますが、製圖年月日を缺いてあります。宮崎市附近で、神武天皇宮、沙汰寺、天の岩戸などが記入されてあります。

(七) 海瀨舟行圖折本四冊

關西、九州の沿海圖で壹岐、對島、五島を合せて四冊になつてあります。延寶八年衣裳某の製圖せるものであります。

二、郷土地理模型

行藤山 延岡市教育會出品

延岡の西北二里餘に突凡として聳えてゐますのが行藤山であります。此山は西臼杵郡より東方に延びて可愛嶽の方まで亘つてあります。花崗斑岩の山脈に浸蝕作用の加はつたのであります。轟々天を摩するの風景は三河の馬脊石や播磨の屏風岩などに見るのみであると思しみます。しかも其の千仞の絶壁相逼つて凹字を描く所に、布引の瀧が懸つて、直下百米其の幅二十米、頗る奇觀であります。尙ほ山下の瀾葉樹林は暖帯林として林相の美なるを以て聞へてゐるのであります。當地には日本武尊の御傳説があり、又東方一里餘の所には天下の古墳群があります。行藤山は昭和九年名勝として指定されました。

謹作従事者

委員長 岡富尋常小學校長 吉田平助

委員 延岡高等小學校訓導 鎌倉友平

一 庶 務

同	延岡尋常小學校訓導	藤田 佐一
同	岡富尋常小學校訓導	渡部 圖南夫
同	恒富尋常小學校訓導	兒玉 昇
同	南尋常小學校訓導	西島 辨治
同	方財尋常小學校訓導	今村 十三郎

謹作日誌序文

今秋本縣並に鹿兒島縣下に於て陸軍特別大演習を舉行せらるゝに當り、畏くも

天皇陛下に於かせられてはこれが御統裁の御爲聖駕を本縣に進めさせられ演習御終了後、引續き地方行幸あらせらるゝ御趣を拜す。

恭々しく惟みるに、我が日向國としては景行天皇以來實に一千八百五十餘年の盛儀に屬し、將に千載一遇の光榮にして洵に恐懼感激に堪えざる所なり。

この機に際し、縣下小學校教員に依り郡市別教育會を中心とし、縣内名勝史蹟の模型を製作し天覽に供し奉るの榮譽を擔ひたるは職を本縣初等教育界に奉ずるものとして實に感泣措く能はざるところ、而して我が延岡市教育會に於ては彼の景勝を以て誇る行藤山の模型を謹作することとなり、市内各小學校より委員を選び、岡富尋常小學校を謹作場とし、八月二日委員一同今山八幡神社に參拜、嚴肅裡に起工奉告式を擧げ、爾來齋戒沐浴精魂を凝して謹作に奉仕すること實に三

十有六日、延時數一千二百八十六時に及び、九月七日之れが成就を見るに至れるは誠に委員各位の光榮にして亦我が市教育會の名譽なりとす。

不肖等教職員たるもの畏くも

天皇陛下 教育に御軫念あらせ給ふ大御心を拜し奉り、愈々至誠奉公、優渥なる御聖旨に副ひ奉るやう覺悟するところなかるべからず。

茲に謹みて一言を陳べて序となす。

昭和十年九月三十日

延岡市教育會長 正七位 勳八等 江川 林 藏 謹誌

○綴方作品の一部

これは天覽綴方作品中より各校一点宛を其の校に於て選定せるものである。録存して記念とする

よし子さんへの手紙

延岡尋常小學校 三年 鹿 純 子

よし子さん、おかはりはありませんか。おわかれしてもう二月たちましたね。そのご私も元氣です

うちの人も皆元氣です。御安心下さい。

私はもう延岡に生まれました。延岡は南と西と北が山で東が海です。とてもけしきのよい所です。町のまん中に城山公園があります。高さは五十米ぐらいの山で、その頂上にかねつき場があつて、夜も晝も時間ごとにその時間のかずだけゴン／＼とかねをつきならしめます。

この城山へ上ると延岡中の町が一目に見えます。

山の上には内藤子爵のどうぞうも立つてゐます。春になると山中櫻の花が一面に咲くので、遠くの方から、たくさんの人が見物に来るさうです。町の中をはさんでゐるのは五かせ川と大せ川で、矢田川のやうに水のない川ではなく、きれいな水がたくさん流れて居て、ほかけ舟やさかなを釣る舟が浮んでゐます。

私たちの學校はこの城山の東のすぐ下です。

延岡尋常小學校といひます。せいとは千二百人ぐらい居ます。私たちは朝行つたらすぐに自習をします。それから組中でもくそうをしておそうじをします。きやうしつごととに神棚とスピーカーがあります。神様をおがんでから朝會とラヂオたいそうがあります。三年は松竹梅櫻と四組にわかれてゐて私は櫻にはいつて松本先生からおしへていたゞいてゐます。皆さん今譜方はどこをならつて居るのですか。私たちはでん車の所です。それではよし子さんごきげんよう。また珍しいことがあつたらお知らせします。三組の皆様にもよろしく申して下さい。 さようなら。

よし子さんへ

鹿 純 子

一家の喜び

延岡南尋常小學校 尋四 坂 元 清 雄

今年の陸軍大演習は、我が宮崎縣と鹿兒島縣を中心として行はせられる事になりました。

天皇陛下は、都城の大本營に行幸あそばされ、僕達は、眞心をもつて御迎へしなければなりません。其の時の御召列車を、僕のお父さんが運轉する事になり、僕はうれしくてうれしくてなりません。お父さんも、一ありがたい事だ、おそれおほいことだ。」といつて、毎日運轉の練習を一生けんめいにしてゐられます、又時々神參りをしては、無事にこのつとめができるやうにいつてきなさいます。お母さまは、「第一に體だ。」といつて、食物に氣をつけ、病氣をしないやうにと、東の空に手を合はして、毎朝いのつて居られます。弟や妹は白いすぢの列車が通ると、「おめしれつちやだ。お父さんだ。」といつて走つて行きます。

床には天皇陛下の御寫眞をかゝけて、何も分らない二つの妹も一緒に、家中六人そろつて毎朝拜んでゐます。

お父さんやお母さんが、毎日一生けんめいである事を考へると僕も、どうか無事にしとけてくださいばよいと、いろいろ心配します。今度の日曜日には、春日様にお参りして、一緒によくおいのりしやうとお母さんに約束しました。

神社朝會

岡富尋常小學校 尋五 近 藤 貞 子

私たちの學校では、月に一回今山八幡様の境内で神社朝會があります。神社参拜をして、君ヶ代や校歌を合唱し、ラヂオ体操をして一番終にさうじをするのです。

九月の神社朝會は六時に始まりました。私が出かけた時は町はまだ、ひっそりしてゐました。町の其所此所の石かげで水のやうにすみきつた、こぼろぎの聲が聞えました。

今山の廣場に上ると人はまだ四五人しか来てゐませんでした。町の家々についてゐる灯はうす力なくとぼつてゐました。その中にだんくく人が多くなつて來ました。やがて、「びりくびりく」と先生のふく勇ましいいふえの音がしました。みんな「わあわあ」言ひながら集りました。すこしすると、しんとなりました。其の時城山のかねが、「ごをんく」と六時を知らせました。

一番先に君が代のうたをうたつてゐると、東海山にかゝつてゐる白い朝日が「ばあつ」と雲にかゝやいてゐるのを見ると、大へんありがたい様な又、勇ましい氣がしました。

校長先生が臺に上つてお話をしなさいました。お日様があまり美しかったので今日のお話は心の底にしんとひびきました。朝會におくれた人の足音がばた／＼聞えました。きまり悪さうに列に入る人もありました。私は「こんなに美しい朝日を見ながら會をする此の氣もちのよい朝どうしてちこくをするのだらう」と思ひました。東の空はいよ勇ましくて輝いてゐます。

ヤンマとり

方財尋常小學校 尋五 濱 松 博

一尺ばかりのかみの毛の兩端にタマグスの實を結びつけたヤンマかけをちよいと頭にまきつけて、急いで濱に出る。波打際には夕涼みの人がゐる。天保山の方では大勢でヤンマをつゝてゐる。ヤンマつりの有様をこちらから眺めてゐると、飛行機と砲兵の戦争のやうだ。飛行機のヤンマも、砲兵の子供も、赤い夕日を浴びて勇ましい。ヤンマかけをかけられても、かけられてもはずして行くヤンマもある。上空高く、ヤンマかけのとどかない所に行くのも居る。砲兵はずらりと並んで砂に腰を下し、ヤンマの飛來するのを待つ。僕も仲間にはいつた。

「通りよるぞ。」と沖の方で叫ぶ。

「どこにや。」とこちらから叫ぶ。

「地すりだ。」と丸ヶ島の方を誰か指さす。皆が顔を地にすりつけて丸ヶ島の方をにらむ。僕の方へ飛んで來た。力一杯に投げ上げた僕のヤンマかけに、すすついて來た。タマグスの實を餌かと思つて。赤い大きなヤンマがきりもみになつて落ちて來る。僕はうれしさの餘り兩手でヤンマを押へつた。そつと巻きついた毛をほどいてやつた。目のくりくりしたオニヤンマだつた。

「また來た。」

「今度のは小さいぞ。」などと口々にさわいでゐるのが聞える。高島君も縫君もオニヤンマを取つた。僕はあとで又一匹とつた。晝間あれほど焼けてゐた砂がもう冷たい。夕涼みの人も居ない。僕たちはめい／＼手柄話をしながら家へ歸る。ヤンマは糸につないで庭の柿の木にとまらせた。明日の朝早く起きて見に行くのだ。

展 び 行 く 延 岡

恒富尋常小學校 尋六 志 賀 拓 男

我が延岡市の發展ぶりには實にびつくりする。僕等が小さい時の延岡は今は全く見るかげもなくなつた。レーヨン、ベンベルグの工場をはじめ藥品、ガス其他いろいろの大會社がつぎ／＼に出來て、夜も晝も休みなしに黒い煙をはく高い煙突や、テッキンコンクリートの大きな廣い建物や、青や赤瓦の文化住宅が軒をならべて僕等の遊んだ田んぼをどん／＼占領してしまつた。つりも出來ない、ひばりの聲も聞かれない様になつた。恐ろしい話を聞いてさびしくて一人では通れなかつた道も、今は大きく廣く自轉車、自動車のたへまなく學校で教はる左側通行でもあぶない様である。それほど人通りが多くなつた。五ヶ瀬大瀬の川にかゝつてゐた音のする板の橋も今はアスファルトのモダンな橋になつてゐる。

恒富岡富の村が町となり、それが直に市になつて、今では人口五萬を數へる全國でも有名な工業の都として知られる様になつた。まだ／＼發展することであらう。

我 が 國 の 美 點

延岡高等小學校 高二 白 井 明 美

我が大日本帝國は、神代より此の方二千六百年、皇統連綿として萬世一系の天皇をいただき、此の國体に搖ぎの無かつた事は、歴代天皇の御稜威と且又人民の忠孝の美風とによるものである。我國民性の美點は純正潔白であり、櫻の花の様に一面パツと咲き、そよ風によつてパツと散る心である。彼の國學の大家たる本居宣長が大和心を歌ふのに、「敷島の和心を人間は、朝日に匂ふ山櫻花」といつてゐる。此の歌は實に我が國の特長をいひ現したものである。此の精神は國旗をとほしてみてもよく現はれてゐる。即ち白地の中に日の丸の日章旗は朝日の昇天するが如く、我が國は隆々と榮へ今や世界三大強國の一として東洋に唯一つ威を振つてゐる。此の輝かしい國に生れた吾等小國民としては、我が國の威光を世界に發揚すると共に祖先の遺業遺徳を益々宣揚することに努めなければならぬ。是れ即ち我が國の美點を層一層發揮する所以である。

祖國日向に生を享けて

宮崎縣立延岡中學校 第五學年 徳 留 勝 巳

祖國日向。それは吾等郷土の聖なる名稱である。天孫此處に降臨し給ひ、光明燦として八紘を照し建國の礎は此地に打ち建てられた。

全日本國民は我が帝國を祖國と呼ぶであらう。然し吾等自信と誇とをもつて祖國と呼び得る者が他にあらうか。

吾等の全身脈々たる血潮の中には、そのかみ「山行かば草むす屍、海行かばみづく屍」と君の馬前に身命をなげうつて忠誠を誓ひ、君の股肱となつて、遠く大和に従ひ奉り、御弓の金鵄の光と共に、あの輝かしい建國の大精神の完成としての大和奠都を扶け参らせた吾等の大祖先の血が直流してゐる事を思ふ時、感激を誇りを感じざるを程ないのである。と同時に、かゝる幸福と名譽に報ゆべき大なる責任と使命を痛感するのである。

西哲曰く、「我にその國の青年を示せ。我その國家をトせん」と。實に國家の消長盛衰は一に吾等青年の自覺如何に存する事を思ふ時、更に一層の責任を痛感するのである。

翻つて自己を省みる時、輕佻浮薄なる風潮に身を染むる事なきか。艱難を避け安逸を貪らんとする

事なきか。質實剛健の氣風、時に纖弱に墮せんとする事なきか。

否！ 否！

榮光に輝く祖國日向に生を享けて祖先の血を血とする吾等は斷乎として否！と叫ぶ。

今や我帝國の内外擧げて非常の秋に際會せし吾等は、祖國日向青年としての確乎たる信念をもつて「建國精神に還れ」と大呼しつゝ、浮薄なる風潮、輕薄なる外來思想を打破して、建國以來の赤誠報國、質實剛健の日本精神の大旆の下に、歸一還元せしむる事こそ、吾等祖國日向青年の使命であり、祖國日向青年たる名譽に報ゆべき道であると信ずる。

そして我が日の本に獨り咲く櫻花の如く、他の追従を許さぬ天孫降臨の地の崇嚴さを、類なき國威と共に四海に輝かさう。

聖駕を奉迎するに當りて

宮崎縣立延岡商業學校 第三學年 黒 木 文 次

畏くも

大元帥陛下には、今秋宮崎鹿兒島兩縣下に於いて舉行せらるゝ陸軍特別大演習御統監の爲行幸あらせられ、引續いて兩縣下廿三ヶ所、内本縣下十一ヶ所に地方行幸遊ばさるゝやうにもれ承る。實に景

第三 工 營

行幸關係土木工事概要

光榮を記念する本市土木工事として、市當局の最も努力を傾注したるは、御道順道路の舗装及城山公園の改装施設であつた。

事業遂行の途上幾多の困難に直面したが關係官民一致協力その目的を達成し得たのは、一に地方行幸の盛儀に浴せる賜たると共に、工營係長山田市土木課長以下係員、懸命の努力と市民の熱誠援助の結果であつた。

○道路舗装工事

本市は昭和十年七月十二日の特別市會に諮り、貳萬八千八百圓を計上し、市内御成道全線にわたつて、左記の通り簡易舗装を施行することとなり、八月八日本市土木委員立會上工事入札に附し、次の通り工事請負を決定した。

イ、城山公園道路擴張其他工事

工費五、一五〇圓

福 原 銀 一

ロ、岡富、南町、船倉、須崎

工費一二、九九〇圓

三州アスファルト會社

ハ、八間道路

工費七、六八〇圓

伊 井 組

ニ、旭ベンベルグ絹絲株式會社延岡工場正門通

工費九、三〇〇圓

日本ビヂユマルス株式會社

工事箇所	工 事 名	延 長	幅 員	工 費	摘 要
岡南船須 富町倉崎	道 路 舗 装	四九、五 ^米	五、八 ^米	一三、八三 ^圓	
下馬ヶ橋	延岡驛前 道路舗装	八、一〇	三六、〇	五、五七	

岡 富	延岡停車場線 舗装	五三 ^米 五 ^四	一 ^米 〇〇	七 ^米 七 ^四	七 ^米 七 ^四	縣交付金ニヨリ施行
方平、權現ノ元	道 路 舗 装	六〇〇	七 ^米 一〇	九三〇	旭々社委託工事	
五ヶ瀬、續道路	混 凝 土 舗 装	—	九 ^米 六 ^六	二九〇		
方平、外三	簡 易 處 理 舗 装	二九五〇〇	平 均 四、〇〇	八六八		
計				三六、〇五 ^四		

○城山公園施設

本市は十年度當初豫算に於て一千有餘圓を計上して動物園の充實、諸運動器具の整備並に築山の手入等を行ひ、力めて公園としての施設改善に努力したのであるが、畏くも天皇陛下行幸御内定の御發表あるや、市は更に特別市會に諮り、左記の通り臨時費を以て同公園の諸設備、道路補修等の大工事を施行し、こゝに全く面目を一新するに至つた。その間各方面から赤誠を披瀝して勞力奉仕があり、或は個人又は團體より金品の寄附申出があり、更に、市内各學校生徒よりも清掃作業に奉仕するなど、眞に舉市赤誠の下に施設された。

工 事 名 稱	數 量	金 額	摘 要
造 園 工 事	二箇所	八三、空	銅像廣場及千人殺坂上ニ木石ヲ配シ庭園ヲ築造
庭 石 積 立 工	二箇所	一〇〇・一〇	
道路擴張其他工事		七、〇一、三三	登リ口動物園廣場迄自動車道路トシテ擴張シ且千人殺坂道銅像裏階段ノ改築ヲ行フ
頂上附近石垣積替工	二箇所	一、〇、一、〇〇	
道 路 輾 壓 費		三、九、空	自動車道路全面ニ亘リ輾壓ヲ行フ
道 路 舗 裝 費	二箇所	六、〇〇	頂上昇リ迄及千人殺坂上ヲ簡易舗裝ヲ行フ
建物及記念碑移轉工事		三三、〇〇	便所、砲舎、警番室、頂上記念碑等
東 屋 新 築 費	一棟	一、〇〇、〇〇	銅像廣場ニ新設
鐘 樓 新 築	一棟	五〇、七〇	
鐘樓番人小屋改築	一棟	七〇九、〇七	
各所塗裝工事		一三、三〇	井戸屋根、便所、住宅、小島小屋、猿小屋等

植樹工	三、五、八〇	
樹木木札	三、一、一〇	
各種補償費	七六、〇〇	延陵閣移轉費、擴張道路潰地費
御道筋設備費	四〇、三六	
御野立所費	三、六九	頂上御野立所設備
雑工事	二七、一四	植木手入、建物修理各所手入レ等
計	一三、五〇、五元	

○奉迎門設置

延岡驛頭設置の奉迎門は、昭和十年十月二十二日工事入札の結果、五百三拾圓を以て、市内船倉町、安藤一榮氏の手によりて建設されたもので、高さ四十餘尺、頂上には神武天皇の賊徒御平定に因み、輝く金鷄を配して、祖國日向の史的特異性を多分に發揮し、一奉

迎」の二文字及延岡市の紋章はネオンとなし、眞に華麗にして崇高の美觀を呈した。

○板田橋の新装

市民多年の要望であつた板田橋架橋工事は、昭和九年九月内務省直營の下に工を起し、翌十年十月地方行幸の御盛儀を前にして、竣成十一月十一日渡初式が舉げられた。本橋は延長百十六米、幅員十五米、人、車道を有する鐵筋混凝土突桁式の現代式大橋である。

而も南北兩岸幅員十八米の取付道路も同時に竣成し、市街の面目一新した。

○修路及撒水の計劃と實施

行幸御道路にあたる道筋の修繕補強工事及び撒水淨化計劃を實施するため、左記の通り委員を編隊し、十一月十三日より十一月十五日に至る三日間、誠意以て奉仕した。

(一) 本部

宮崎地方 宮崎市高千穂通二丁目 日米商會 延岡地方延岡市南町通甲口號六二三 大分合同銀行

一 庶務

班長 道路技手 藤川 浩
副長 技手 ○稻垣 久市

傳令 ○淺野 岩男

連絡所 〓社供給所

修路工夫 ○柳田 淺吉
同 ○金子 薫

入夫 四名

(2) 延岡撒水隊

隊長 道路技手 上野 省三

連絡員 土木助手 濱田 京造

傳令 工 夫 柳田 榮助

連絡所 本部

第一班(延岡驛前)

班長 道路技手 小林 惣治

撒水 九號車(三〇一三號)

運轉手 首藤 未男
助手 橋本 政次
給水 機械付員 佐藤 萬平

二五〇

手傳 深見 武夫
同 古谷 喜三郎

連絡所 丸五製菓店

第二班(板田橋)

班長 道路技手 十河 藤十郎

撒水 一〇號車(三一一二號)

運轉手 川上 倉吉
助手 吉田 清

給水 機械付員 間野 昇一
手傳 前田 秀夫

連絡所 林田自動車店

第三班(南町)

班長 土木技手 崎村 竹貞

撒水 一一號車(三〇二七號)

運轉手 平田 主馬藏
助手 松井 彦藏
給水 機械付員 永阪 年夫
同 白井 聰

○御道筋並演習地域修路事務處理心得

- 第一條 陸軍特別大演習御統裁並ニ地方行幸御道筋及演習地域ノ修路事務ニ從事スルモノハ本心得ヲ遵守スヘシ
- 第二條 前條ノ事務ヲ處理スルタメ工營係員ヲ別表通御道筋修路隊御道筋撒水隊並ニ演習地域修路隊ノ各部隊ニ編成ス
- 第三條 前條ノ各部隊員ハ慎重ノ態度ヲ以テ事ニ當リ御警衛ノ任ニアル警察官並其他ノ係ト連絡ヲ保チ萬全ノ策ヲ講シ敏速ヲ旨トシ遺憾ナキヲ期スヘシ

一 庶務

二五一

第四班(ベンベルグ前)

班長 道路技手 長倉 祐鄰

手傳 五名

連絡所 延岡警察署、染矢旅館

同 矢野 茂

同 石川 猪三郎

撒水 一二號車(二五五〇號)

運轉手 藤本 金雄
助手 久保田 寛

給水 機械付員 中野 重太郎
同 新名 安平

連絡所 ベンベルグ供給所

第四條 隊員毎日ノ集合解散ノ場所及時刻ハ隊長ノ指示スル所ニ依ルヘシ

第五條 御道筋修路隊ハ左ノ事務ニ従事スルモノトス

- 一、路面ノ修理及清掃側溝浚渫御面刈拂
- 一、橋梁、暗渠等ノ修理並清掃
- 一、其ノ他臨機應急作業

第六條 御道筋修路隊ハ各班ノ標準ニ依リ器具ヲ携帯スヘシ

- 一、鋤 鏈 工夫一名各一丁ノ割
- 一、竹 箒 工夫一名各一本ノ割
- 一、塵 取 工夫一名各一個ノ割
- 一、提 灯 工夫一名ニ付 一張ノ割
- 一、リヤーカー 二班ニ付 一臺ノ割

第七條 御道筋修路隊ハ左記各號ニ依リ作業スヘシ

- 一、作業器具ハ毎日班長ヨリ之ヲ受取り作業終了後返納スヘシ
- 一、砂利ハ班長ノ指揮ヲ受ケ路肩各五十糎ヲ殘シ成ル可ク薄撒トスヘシ
- 一、路面ニ突出セル石塊ハ之ヲ除去スヘシ

- 一、路面ノ車轍又ハ壺堀ヲ發見シタルトキハ速ニ修理スヘシ
- 一、路面泥濘トナリタルトキハ其ノ泥土ヲ除去シ適量ノ砂利ヲ敷込ミ必要ニ應ジ目潰眞土ヲ加フヘシ
- 一、側溝ハ除草浚渫掃除ニ努メ雨水ノ疏通ニ支障ナカラシムヘシ
- 一、側溝ナク雨水溜溜スル場所ニハ小形側溝又ハ藥研形水路ヲ掘リ排水ニ便ナラシムヘシ
- 一、暗渠内部ハ浚渫掃除ヲナシ排水ニ支障無カラシムヘシ
- 一、暗溝蓋石等危険ナルモノヲ發見シタルトキハ直ニ班長ニ報告シ適法ヲ講スヘシ
- 一、橋面凹所ヲ發見シタルトキハ速ニ切均シ適量ノ砂利並ニ目潰眞土ヲ施シ不陸ナキ様心懸クヘシ

- 一、橋梁ト道路トノ接續部ニ生スル凹所ハ速カニ之レカ修理ヲナスヘシ
- 一、橋梁並木其他危険箇所ヲ發見シタルトキハ速カニ班長ニ報告適法ヲ講スヘシ
- 一、御道筋路面外適當ノ數箇所ニ適量ノ砂利ヲ貯溜シ萬一ノ場合ニ備フヘシ
- 一、路面上ノ釘、針金、硝子破片等自動車ノ「タイヤ」ヲ損傷スル憂アルモノハ悉ク之ヲ拾ヒ取り自動車ノ事故ヲ未然ニ防クコトニ努ムヘシ
- 一、修路用器具ハ指定ノ場所ニ取經メ御通過ノ際道路上ヨリ目ニフレサル様心懸クヘシ

第八條 御道筋撒水隊ハ左記各號ニヨリ作業スヘシ

- 一、撒水ハ撒水自動車ヲ以テ作業スルモノトス

一、撒水自動車ハ別紙配當表ノ通り配置ス
 一、撒水自動車ノ給水場所ハ可成自動車ノ方向轉換ニ便ナル位置ヲ撰定シ作業ヲ敏速ナラシムル様留意スヘシ

一、撒水自動車ノ給水ハ水道又ハ給水唧筒ヲ借上使用スルモノトス

一、借上ノ給水唧筒ハ行幸二日以前ニ豫メ試運轉ヲ爲シ使用ニ當リ故障ナキ様注意スヘシ

一、撒水ハ自動車通過ノ際塵埃ノ飛散セサル程度ニ於テ可成少ク撒水スルモノトス

一、撒水ハ豫行演習ヲナシ撒水車及給水唧筒等ノ能率ニヨリ萬全ノ計畫ヲ樹テ通御ノ際ハ一回ノ撒水ニテ充分ナル様豫メ適當ニ撒水ヲ爲シ置クヘシ

一、降雨ノ爲メ撒水ノ必要ナキ場合ハ修路隊ノ應援ヲナスヘシ

第九條 撒水及清掃ハ通御三十分前ニ作業ヲ完了シ速カニ適當ノ位置ニ退クモノトス

第十條 各擔任スヘキ作業ニ必要ナル器具機械類ハ作業日ノ前日中ニ検査ヲ爲シ遺漏ナキヲ期スヘシ

第十一條 班長ハ一切ノ器具機械類ヲ整備シ他ノ方面ト共通ニテ使用スル物ハ使用後遲滯ナク次回使用ノ場所ヘ移送ノ手續ヲ取ルヘシ

第十二條 現場實務ニ服スヘキ係員ハ靴巻脚絆工夫ハ正規ノ服裝ヲ爲シ人夫ハ清潔ナル適當ノ服裝トシ各與ヘラレタル腕章ヲ附スルモノトス、係員並ニ工夫以外ノ者ノ腕章ハ

毎日班長ニ返納スヘシ

第十三條 演習地域ノ修路隊ハ御道筋修路隊ノ作業各號ニ準シ道路、橋梁、暗渠等ニ注意シ破損ヲ生シタルトキハ迅速ニ修理シ軍隊ノ行動ニ支障無カラシムルハ勿論一般交通ニ支障ナキ様留意スヘシ

第十四條 前各條ノ作業中ノ重大ナル事實ヲ生シタルトキハ電話又ハ其他ノ方法ニヨリ速カニ本部ニ報告シ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 修路又ハ撒水等ノ作業カ軍隊ノ行動ニ障害ヲ及ホス虞アル場合ハ一時作業ヲ中止シ行動終了後作業ヲ開始スヘシ

附 則

第十六條 本心得以外ニ於テ必要ナル事項ハ總テ工營係長之ヲ指示スルモノトス

第二章 兵 事

兵事關係事務の概要

兵事に關しては行幸處務規程により兵事係、奉送係及御親關係の三係に分れ、江川市學務課長が兵事、奉送迎兩係長を兼ね、御親關係長には丸山市社會課長これに當り、兩者の聯絡協調の下に諸般事務の遂行を見たが、その主要なるものは下記の通りである。

○傷痍軍人並戰死者軍人遺族調

主題については四月二十三日付縣より照會があつたので、市は其の調査の結果を、七月九日付、傷痍軍人十六名、戰死者軍人遺族三十五名を縣に報告した。

(右氏名は第十章光榮のかすゞに載す)

○陪觀資格者の調査報告

七月三日付縣兵務部長の通達により、市内有資格者につき、陪觀希望者の申告を取纏め八月八日付報告したものは左記の通りである。

記

- 一、有位有勳者 四三
- 一、市長、助役、市會正副議長、市會議員 二八
- 一、傷痍軍人 一八
- 一、多額納稅者 一
- 一、文部省教育功績狀受領者 一
- 一、教育會員、神職、宗教師 一二
- 一、市醫師會正副會長 二
- 一、市農會正副會長 二
- 一、帝國軍人後援會 四
- 一、赤十字社々員 五
- 一、人命救助ニヨリ知事ヨリ表彰ヲ受ケタルモノ 一
- 一、大日本武德會有功會員 一
- 一、新聞記者 二五

一、軍人遺族

計

一一
一四四

奉送迎事務の概要

奉送迎關係事務については縣當局の指示に従ひ、本市係員これを援助斡旋したのであるが、七月三十日付縣から奉送迎資格者並に特別有資格者調査に關して照會があつたので、直に市内各方面につき資格者の調査を行ひ、八月十九日を以て報告を了した。又、奉送迎團體の調査については、七月二十九日縣の照會により、市内各團體につき、實情に即してこれが調査を開始し、八月三十一日を以て報告を完了した。

○奉送迎心得の徹底

九月十七日付本縣告示を以て「奉送迎心得」の公布があつたので、本市は十月二十一日各區長を通じて、一般市民並に關係各種團體に配布して趣旨の普及に努めたが、越えて全月三十一日に至り、更に下記「行幸に關する一般市民の心得」を印刷に付して市内各戸に配布すると共に、市内中小學校長及神職の會合を求め、種々協議を遂げ、奉迎上萬遺漏な

きを期することとした。

斯くて愈々光榮の日を迎へ、奉迎送の際は一般市民は即成団体編成の下に、責任者及引率者を定めてこれが統率指導に當つたので、何等滞りなく、千載一遇の盛儀に目出度く奉修が出来た次等である。これ偏に市民各位が當局の統制に依頼し、皇國臣民としての自覺により相互に自重自戒した結果として後日の語り草となるであらう。

○行幸ニ關スル一般市民ノ心得

一、行幸御順路

十一月十五日	午前十時三十四分	延岡驛御着車
	午前十時四十分	城山着御
	午前十一時五分	城山發御
	午前十一時十三分	旭ベンベルグ絹絲株式會社延岡工場着御
正 午		發 御
午後零時七分		延岡驛御發車

二、國旗及軒燈ヲ掲グル日

- (1) 十一月六日 宮城御發輦ノ日
- (2) 十一月十日ヨリ 十一月十五日ニ至ル

本縣御駐輦中

(3) 十一月二十一日

宮城御還幸ノ日

○旗ノツケ方ハ球ト旗ト密着スルコト

○旗ノ位置ハ家ノ入口ニ向ツテ左側ヲ本体トス

- 三、御道筋ニ交通上支障ノ虞アリト認ムル立看板其他ノ物ヲ置カザルコト
- 四、畜犬ハ成ルベク繫留シ置クコト
- 五、奉送迎ニ當リ老幼者ヲ同伴スル場合ハ不敬ニ涉ラザル様、又ハ不慮ノ災害等ヲ蒙ラシメザル様特ニ注意スルコト
- 六、火氣ノ取扱ニ充分注意スルコト
- 七、當日ハ各自、ヨク時計ヲアハセ置クコト
- 八、御道筋ハ勿論其他ニ於テモ各戸ヨク掃除ヲ行ヒ清潔ニナシ置クコト
- 九、當日午前十一時城山ノ時報鐘ハ鳴ラササルニツキ御了知ノコト
- 一〇、御道筋ノ奉拜ハ申告書ニ基キ示サレタル位置ニ於テ秩序正シク整列シ係員ノ命ニ從フコト
- 一一、病氣ニカ、ラヌヤウ充分注意ヲナスコト
- 一二、救護所ハ左記ノ通り設備シアルヲ以テ萬一病人等ノ場合ハ最寄ノ救護所ニテ治療ヲ受クルコト

- 延岡驛前(赤十字)
- 林醫院
- 延岡市農會
- 橋本病院
- 福田病院
- 青山病院
- 河野醫院
- 黒木病院
- 赤須醫院
- 近藤齒科醫院
- 小林醫院
- 山中病院
- 松下醫院
- 片寄醫院
- 四倉醫院
- 城山動物園
- 畜産組合
- 寺田清(和合寺ノ北四角)
- 山下フミ(春日館通入口)
- 塩濱太郎(マンベルグ供給所前)
- 甲斐良吉(マンベルグ供給所北側)
- 旭マンベルグ工場内外(四ヶ所)

一三、宮崎縣告示第五百八十七號ニ依ル通人、馬、車ノ通行禁止並横斷道路ノ指定

延岡停車場線	十一月十五日	
國道三號線	自前九時三十五分	一、高千穂通十字路
南町通線	至後〇時三十五分	二、元町十字路
船倉通線	自午前九時	三、中町入口十字路
五ヶ瀬川右岸	至後〇時三十五分	四、南町十字路
堤防通線		五、下船倉町十字路
マンベルグ正線		
門通線		

自動車 通行 禁止

人馬諸車 通行 禁止

指定 横斷道路

一四、左記ノ通り供進使指定ノ神社ニ於テ祭典ヲ執行ス最寄ノ其ノ神社ニ參拜ノコト

(神職兼務關係上該時刻ニ舉式不能ノ神社ハ全日内ニ神職ノ指揮ニ依リ執行ノコト)

- (1) 十一月六日午前九時二十五分 宮城御發輦時ノ祈願祭
 - (2) 十一月二十一日午前十一時三十分 宮城御還幸時ノ奉賽祭
- 一五、十一月六日午前九時二十五分、十一月二十一日午前十一時三十分ニハ「サイレン」ニテ合圖ヲナス

○受閱參加團體の調査報告

九月二十七日付縣學務部長より主題に關し照會があつたので、市は志操堅固、身体強壯且つ團体的行動を確實に實行し得るものにつき、市内各種團體に於て選定せしめ、十月九日拜受人員並氏名を縣に報告した。其の員數は下記の通りである。

尙ほ十月十五日延岡高等小學校に於て市内各中等學校、青年學校、青年團選出の御親閱受閱參加者の御親閱豫行演習を實施したが、孰れも緊張と自覺とを以てこれに臨んだこととて、其の成績は大いに見るものがあつたが、當時者に於ては更に一般の自重自戒を要望し、輸送其他の注意をなし萬全を期することとした。

第三章 保安

保安關係事務の概要

保安に關する事務は警備係、衛生係、救護係に分れ、警備係長には甲斐市産業課長これに任じ、市内公設消防組を以て之れが實務に當ることとし、在郷軍人會並に青年團等之を援助し、衛生係長には佐竹市庶務課長、救護係長には大崎市職業紹介所長これが統制に任じ、各係員懸命の努力を拂つたが、その概況は左記の通りである。

○消防組の御警衛奉仕

本市消防組に於ては盛儀を迎ふるに當り、任務の重大に鑑み、警察當局と協議を遂げ、組頭以下關係員協力一致、下記本縣制定の地方消防消防組員服務心得により赤誠を捧げて警衛陣についた。即ち十一月六日聖駕宮城御發輦の日より二十一日還幸の日まで、各々部署を分つて其の地域の火防、治安維持、其他警備の任務に服し萬遺憾なきを期したが、城

山公園の清淨其の他の取締については、十一月一日より市内本小路區消防組員、毎夜午後七時より午前三時迄、交替勤務に當つた。尚ほ十一月十五日行幸當日御道筋、鐵道沿線等の御警衛に奉仕した關係員は下記の通りである。

○警衛補助員

(一)延岡市南部消防組

松本大隊所屬

古	茂	吉	菅	上	原	岩	中	小	高	山
小	野	本	原	田	瀨	島	山	橋	本	
路		富	嘉							
	秀	又	士	平	今	英	滿	常		
操	夫	市	雪	治	藏	雄	泉	治	清	男

尾	尾	尾	尾	尾	横	尾	尾	甲	加	千	松	宮	佐	高	甲
	崎	崎	崎	崎	山	崎	崎	斐	行	葉	井	田	藤	平	斐
	倉	敏	喜	安	鐵	澄	正	秀	新	近	愛	達			
東	市	雄	助	一	吉	雄	薰	行	進	夫	清	六	三	雄	也

宇	齊	大	原	新	毛	松	吉	甲	橋	吉	稻	木	平	日	野	大	柳	山	高	尾	永	甲	
田	藤	森	野	名	利	本	斐	本	田	村	尾	野	上	野	田	口	橋	崎	計	忠	宗	四	五
須			久	晏	四	岩	光	伊	正	百	彌	末	菊										
柳	堪	彦	市	次																			
吉	教	衛	作	郎	郎	進	市	男	明	平	行	市	助	松	勇	彌	浩	彌	清	郎	郎		

松	山	山	加	吉	山	吉	竹	吉	濱	濱	吉	藤	藤	甲	甲	山	日	齊	佐	綱	染	大
田	本	内	行	田	崎	本	田	田	田	利	岡	島	島	斐	下	越	藤	藤	谷	矢	奈	石
				小										久								
六	今	勝	啓	重	太	行	藤						米	哲	清	恒	次				倉	良
助	吉	由	治	夫	郎	愿	男	實	實	治	茂	榮	毅	吉	守	夫	雄	雄	郎	嘉	助	雄

松牧長竹清黑鴨山田森牧鎌田矢森工高中土寺伊伊寺
 本 井 水 木 口 中 野 野 島 井 田 東 福 田
 友 萬 林 永 伊 仁 藤 橋
 正 竹 春 秋 一 勝 耕 行 國 笹 瀧 倉 駒 武
 之 三 三
 行 淳 格 助 雄 藏 茂 義 馬 清 郎 助 作 郎 雄 榮 進 雄 市 治 市 市 市

菊田佐甲城黑原伊木喜高兒日山山吉日鎌猪竹織西岩
 田 中 藤 斐 木 田 東 原 多 田 玉 吉 下 口 吉 田 須 井 田 山 下
 森 實 國 常 重 道 勝 實 節 政 正 三 盛 良 隆 政
 四 三 三
 廣 榮 藏 雄 壽 郎 貴 一 清 進 馬 市 夫 郎 市 進 明 郎 男 一 郎 喜 王

難山吉柳岩宮片田谷牧山日牧井友友加吉柴吉岸藤小
 波 田 田 瀬 崎 伯 尻 口 野 吉 上 清 清 行 田 田 田 本 島 田
 江 口 部 與 本 野 勝 英 俊 俊 光 三 久 兼
 助 純 清 東 春 光 芳 勝 英 俊 俊 光 三 久 兼
 參 惣
 潔 徹 市 藏 身 一 介 藏 治 義 好 治 優 義 由 夫 男 男 郎 助 治 茂 繁

吉吉樋兒寺甲吉濱宇伊矢山新矢染松服佐矢染牧城西
 岡 口 玉 田 斐 岡 田 須 東 野 崎 田 野 矢 井 部 藤 野 矢 戶 田
 米 金 松 光 明 英 小 柳 悅 右 勝 利 忠 史 秋 繁 力
 三 三 衛
 清 一 清 市 榮 男 義 春 郎 茂 吉 男 郎 門 利 一 美 轉 一 男 進 夫 宏

柴田村 西村 阿部 渡邊 佐木 藤本 藤本 高田 安藤 河野 河野 磯谷 尾野 河野 熊野 早瀬 中野 元浦 湯淺 尾崎 北島 工藤 吉村

清一 祝芳 一 貞 貞 太 勝 忠 幸 二 彦 喜 國 連 安 勇 重 市 真 島 藤 千代

一 秋 男 吉 吉 郎 一 利 一 夫 夫 夫 三 藏 二 男 郎 三 忠 滿 藏

(三) 延岡市北部消防組 二宮大隊所屬

杉中 尾村 川重 高川 高木 吉田 高木 森田 小森 富高 津田 新田 林田

重實 政 實 政 源 政 鐵 精 多 喜 田

一 義 男 茂 助 江 市 門 夫 一 助 平 清

吉郎 耶 郎 七 勘 井 新

鐵道獨立第五中隊所屬

(二) 延岡市中央部消防組 二宮大隊所屬

岩下 山本 織田 吉本 山本 竹井 井上 井上 吉本 竹井 吉本 戶高 松林 山本 片山 山本 日日吉 日吉

正定 善太 芳傳 七關 竹關 大衛 一 武 正 茂

治 策 治 郎 市 郎 吉 男 郎 一 彌 彌 門 郎 新 男 茂

草野 菊池 矢野 服部 澤本 橋本 熊野 尼野 川端 岡田 赤松 志田 阿南 安南 白井 日野 矢野 戶島 池部 松井 宗野 河野 尾崎

秀 猛 一 夫 一 藏 弘 繁 吉 郎 雄 郎 信 忠 元 次 藤 武 榮 勝 三 俊 長 四 七 一 光 岩 豐

一 夫 一 藏 弘 繁 吉 郎 雄 郎 元 藏 男 郎 耶 郎 諱 利 彦 一

小玉高大白高葉佐長井衣菰松三村戸甲吉柳新神山遠
 泉井橋津瀬山山藤友上笠月井野上澤斐玉田名田本田
 彌正文文四之春次四卓力寅仲三富林成要忠伊
 平巳茂平治郎助一郎藏一進彌一夫郎三藏照巳七恕吉

鐵道獨立第五中隊所屬

伊竹園中滿安
 藤內田野潮藤
 喜伊純正滿重
 多之一助義市男夫
 佐清安田吉工佐吉寺長增田牧甲
 々水束中藤田尾友田內野斐
 木惣高次德兵五慶勇元金善
 幸三作郎義滿男惠之作郎彌一親治作

御警衛奉仕の青年團員

○奉迎援助員

南分團

山牧工大新戸尾竹小佐首上銀
 本野藤奈武竹福友田藤原山
 善良志一榮一郎滿夫薰男
 一優茂夫志一榮一郎滿夫薰男

中分團

尾紙熊中安
 崎田野島田
 忠正利勝豐
 一巳雄一一

北分團

廣三黑山牧池長白
 瀬上木口野田友井
 清武正美光比仙
 兵夫浩茂芳信男三

○御召自動車格納庫の御警衛

市内岡富尋常小學校に於ては、長くも校庭に御召自動車格納庫設置され、十一月十四日午後二時(入庫)より翌十五日午後三時(出庫)まで、奉護の大任を荷ふの光榮に浴したので

吉田校長以下全職員、恐懼感激、御警衛の警察官、及警備員と相協力し、赤誠を捧げて之れが奉護の任に當り、無事大任を果した。

○陸軍特別大演習並地方行幸地方警防
消防組員服務心得

- 第一條 陸軍特別大演習並地方行幸期間中常時ニ比シ一層縣民ノ自警精神ヲ喚起シ火災盜難其ノ他ノ災害ヲ未然ニ防止シ舉縣靜謐ヲ保持スル爲消防組員ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ警備員トシテ市町村及在郷軍人分會並青年團等ト連絡ヲ執リ本心得ニ依リテ防火其ノ他ノ警備警戒ニ從事スヘシ
- 第二條 地方特別警備期間ハ十一月五日ヨリ十一月十八日迄トス
- 第三條 警防員ハ光榮アル任務ト重大ナル職責ヲ自覺シ至誠以テ其ノ任ニ當リ常ニ堅忍自重全力ヲ竭シテ其ノ目的達成ニ努ムヘシ
- 第四條 警防員ハ常ニ精神ヲ緊張シ嚴肅ナル紀律ノ下ニ耳目ヲ敏活ニシ災害ノ豫防鎮壓ニ努ムヘシ
- 第五條 警防員勤務ニ服スルトキハ常ニ慎重ナル態度ヲ持シ民衆接遇ニ當リテハ懇切丁寧ヲ旨トシ苛モ其ノ反感ヲ招クカ如キコトナキ様心掛クヘシ

第六條 消防組頭其ノ他ノ指揮者ハ警防員ニ對シ毎朝必要ナル事項ヲ懇篤ニ訓示シ且服裝、機械、器具等ノ點檢ヲ行フヘシ

第七條 各消防組ハ各部毎ニ警防詰所ヲ設ケ毎日晝夜ヲ通シテ小頭一名消防手八名以上勤務ニ服スヘシ

前記詰所ノ内一箇所ハ巡查駐在所又ハ派出所附近ニ設ケ常ニ警察署ト連絡スヘシ
但シ都城市、宮崎市消防組ノ警防勤務ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第八條 警防詰所ニハ左ノ設備ヲ爲ス

- 縦六尺横一尺ノ何詰所ト記載シタル看板ヲ掲示シ夜間ハ同一標識アル高張提灯ヲ掲出スルコト
- 告知板
- 警防日記
- 消防機械器具
- 受持區域内警防團(水利、交通、諸官衙、其他重要個所記入 警防詰所附近ニ電話アル場所ハ速報其他ノ連絡ノ爲ノ借用ニ支障ナキ様交渉シ置クコト

自轉車其他ノ必要ナル乗物

第九條 警防隊員ハ總テ消防組員制規ノ服禁ヲ爲スヘシ

第十條 警防員ハ晝夜其ノ受持區域内ヲ巡邏査察シ諸般ノ警備ニ任スヘシ

第十一條 警防員ハ自警奉仕ヲ旨トシ苟モ消防精神ニ悖ルカ如キ言動ナキハ勿論特ニ左ノ

事項ニ注意スヘシ

一、火災豫防

常ニ火災ニ關スル注意心ノ喚起ニ努メ夜間ノ巡邏ニ當リテハ特ニ學校、劇場、工場、病院其ノ他ノ火氣ヲ取扱フ場所ニ注意シ火災ノ未然防止ヲ期スルコト

二、盜難豫防

戸締ヲ勵行シ盜難豫防ニ努メ舉動不審ノ者アルトキハ警察官吏ニ速報スル等適宜ノ措置ヲ講スルコト、但シ警察官吏ト齊シキ舉措ニ出ツルカ如キ越權ノ言動ハ嚴ニ慎ムコト

三、精神病者ノ視察及乞丐浮浪人等ノ取締

受持區内ニ於ケル精神病者ノ動靜ニ注意シ監置室ヲ脫走シ又ハ未監置精神病者ニシテ監視ヲ離レ他ニ立廻ルカ如キコトナキヲ期スルト ニ乞丐浮浪人發見ニ努メ演習地行幸關係地ニ立廻ハラシメサルコト

四、保安上重要ナル場所ノ警戒

保安上重要ト認メラル、火藥貯藏所、發電所、變電所、石油大量貯藏所其他危險ノ虞アル場所ニハ特ニ管理者其ノ他ノ關係者ト連絡シ災害ノ未然防止ニ努ムルコト

五、御眞影奉安所警戒

御眞影奉安所ニ對シテハ學校當局ト協力シ特ニ嚴密ナル警戒ニ任シ時宜ニ應シテ警備員ヲ配置スル等之カ警備ノ萬全ヲ期スルコト

六、交通整理

交通頻繁ナル道路其他危險ナル場所ニ對シテハ事故防止ノ方途ヲ講シ時宜ニ應シテ警防員ヲ配置シ交通ノ安否ニ圓滑ヲ期スルコト
但シ大演習施行區域内及行幸御道筋ニ於ケル交通整理ニ關シテハ特ニ警察官吏ノ指揮アル場合ノ外出動スルニ及ハス

七、其ノ他

迷子、捨子等アリタル場合ハ警備詰所ニ收容シ住所、氏名、年齢、人相、着衣等ヲ公示シ一面警察官吏ニ速報スル等適切ナル方法ヲ講スルコト

八、前各號ノ外所轄警察署長ニ於テ必要ト認メ指示シタル事項

第十二條 警防員ハ左ノ事項ヲ聞知シタルトキハ警察官吏ニ速報スヘシ

一、出火アリタルトキ

二、精神病者、乞丐、浮浪人其ノ他注意ヲ要スト認ムルモノニシテ大本營(行在所)所在地

又ハ演習地々方ニ立廻ル虞アルトキ

三、御眞影奉安所ニ異狀アリト認メタルトキ

四、不穩ナル流言又ハ印刷物若ハ樂書アリタルトキ

五、殺人、強盜其ノ他重大ナル犯罪アリタルトキ

六、變死人アリタルトキ

七、墜落又ハ不時着陸ノ飛行機アリタルトキ

八、其ノ他必要アリト認メタルトキ

第十三條

警防員ハ火災其ノ他ノ變災ニ際シテハ特ニ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、電話、傳令其ノ他便宜ノ方法ニ依リ警察署ニ速報スルト共ニ迅速ニ之レカ鎮壓ノ方法ヲ講スヘシ

二、「サイレン」警鐘ノ類ハ大本營(行在所)ヨリ八軒以内及行幸當日其ノ御道筋ヨリ八軒以内ニ於テハ之ヲ使用セサルコト

三、他町村ノ火災等ニハ所轄警察署ノ指揮ヲ俟ツテ出動スルコト

四、前項出動ノ場合ハ「サイレン」ヲ使用セス一定ノ標識ニヨリ非常進行ノ信號ヲナスコト

第十四條

警防員ハ非番中ト雖モ何時ニテモ出動シ得ル様準備シ置クヘシ

第十五條

警防員ハ特ニ健康保持ニ留意シ勤務ニ支障ヲ來スカ如キコトナキ様心掛クヘシ

第十六條

本規程施行ノ爲必要ナル事項ハ所轄警察署長之ヲ定ム

大演習並地方行幸に關する
本市衛生施設

行幸關係諸施設中衛生施設の重大性に鑑み、之れが施設については本市係員に於て最も慎重を期し、縣衛生課、警察署、市醫師會並市藥劑師會と審議を重ね最善の方策を講じたのであるが、幸に些の遺漏滯滞なく目的を達成せしは一面市民赤誠一致援助の結果であつた。次に記すところは陸軍特別大演習並地方行幸に關する本市衛生上重要施設の概要である。

演發 第三號

昭和十年六月二十七日

宮崎縣警察部長

延岡市長殿

腸チブス豫防注射及種痘施行ノ件

首題ノ件ニ關シテハ昭和十年三月二十六日附衛發第五一號ヲ以テ通牒致シ更ニ市町村會ニ

三 保 安

二八一

於テ指示相成候通り行幸及大演習關係住民ニ對シ豫防注射並ニ種痘ヲ施行致ス事ニ相成候條九月末迄ニ貴市町村民ニ對シ漏ナク實施相成度尙注射液ハ縣ニ於テ購入ノ上無料ニテ配布シ開業醫ノ無償奉仕ヲ願フ事ニ協定致候ニ付準備ノ都合モ有之貴市町村民所要數至急御申請相成度

追テ小學兒童以下ノ小人及病氣其ノ他ノ事由ニ依リ注射ノ不能ノ者ハ豫防内服藥(大人拾錢、小人半額、衛生課ニ於テ取纏注文ノ豫定)ヲ服用セシメラル、ト共ニ、可成全般的ニ赤痢、疫痢豫防内服藥(大人拾貳錢、小人半額衛生課ニアリ)ヲ服用セシメラレ度尙痘苗ハ適宜注文相成度

第一、腸チフス豫防注射

市醫師會ノ援助ニ依リ、七月二十六日ヨリ八月二日マデ、別表ノ通り市内各小學校及區公會堂十二ヶ所ニテ施行セルニ、注射人員ハ第一回、五、六〇九人、第二回、三、一〇二人ニ達セリ。尙徹底ヲ期スタメ重ネテ市醫師會ノ奉仕ヲ願ヒ、前期間中ノ未濟者ハ八月十日ヨリ八月三十一日マデ市内各病院、醫院ニテ施行スル様極力獎勵セシニ、今回ハ第一回、二、九七八人、第二回一、七三一人ニ達シ、前回トノ合計第一回、八、五八七人第二回、四、八八三人ナリ。

演衛 第一六六號

昭和十年七月二十四日

延岡市長 仲田又次郎

延岡市醫師會長 小林曹三殿

拜啓陳者豫而御願致置候當全市民ニ對スル腸チフス豫防注射施行ニ關スル件右御承諾被成下候段誠ニ難有奉存候貴會御繁忙中誠ニ御迷惑トハ被存候へ共何卒宜敷御願致度此段御依頼候也

追而貴會全員各位ニ對シテハ特ニ御依頼狀差出候ニ付申添候

演衛 第一六七號

昭和十年七月二十四日

延岡市長 仲田又次郎

延岡市醫師會員殿

拜啓時下盛夏之候益々御清適奉大賀候陳者豫而本市醫師會ニ御願置候當全市民ニ對スル腸チフス豫防注射施行ニ關スル件右全會ニテ御承諾被成下誠ニ難有奉存候就テハ別紙日割表ニ依リ施行致度候間炎暑ノ折柄且御繁忙中誠ニ御迷惑トハ被存候へ共何卒御出張ノ上注射方宜敷御願致度此段御依頼候也

演衛 第一六四號

昭和十年七月二十四日

各區長、伍長殿

延岡市長 仲田 又次郎

腸チフス豫防注射施行ノ件

今秋本縣下ニ於テ陸軍特別大演習行ハル、ニ當リ傳染病豫防上ニ付本縣知事ヨリ通牒ノ次第モ有之本市トシテハ昨年來多數ノ腸チフス患者ノ發生ヲ見タルハ誠ニ遺憾トスル所ニ候間右豫防注射ヲ別紙日割表ノ通り施行致度候間御繁忙中トハ被存候ヘ共左記御了知ノ上貴區内各戸ニ日割表一枚宛及注射受票家族數御配布相煩度此段御通知旁々御依頼候也

記

一、注射ヲ受クル資格 一般市民但シ左記ノ者ヲ除ク

イ、六十歳以上ノ者

ロ、中小學校生徒、兒童及未就學幼兒

ハ、旭メンヘルグ絹絲株式會社延岡工場員

ニ、病氣其他ノ者

二、注射受票ハ各自記入ノ上注射場ヘ必ズ持參スル様御傳達相成度候

◎腸チフス豫防注射施行表

施行區名	施行月日		施行場所	施行醫師
	第一回	第二回		
上平原、下平原、夏井、片田	七月二十六日	八月一日	南尋常小學校	吉永端三、蓮尾博司、松崎巖 萩原武人
濱、櫛口、伊達	七月二十七日	八月二日	南尋常小學校	三輪正矩、垂水壯熊、岩田龍生、早川喜多藏、河野昶、松岡憲、河野圭之
東三ツ瀬、南三ツ瀬、北三ツ瀬、川原町、東新小路、南新小路、北新小路、上出口、第一下出口、愛宕町、權現ノ元、春日町、古城、本村、別府	七月二十七日	八月二日	恒富尋常小學校	松本東、染矢信一
小野、須	七月二十六日	八月一日	小野分教場	松本東
丸ヶ島	七月二十七日	八月二日	丸ヶ島公會堂	松本東
東物領、西惣領、濱砂	七月二十六日	八月一日	延岡高等小學校	神原注連彦、大野久次郎、赤須源次郎、兼城昌賀
中島、上出北、中出北、下出北	七月二十七日	八月二日	延岡高等小學校	四倉富城、河野格、松岡貞意、松下温夫、小林曹三、片寄連
本小路東、同南、同北、本町通	七月二十六日	八月一日	延岡尋常小學校	山中喬、甲斐幹文、桂徳次郎、佐藤カネ
北町、中町、南町、柳澤町	七月二十七日	八月二日	延岡尋常小學校	
上船倉町、下船倉町	七月二十六日	八月一日	延岡醫師會館	
新町	七月二十七日	八月二日	延岡醫師會館	

紺屋町、元町、博勞町、岩鼻、高千穂通	祇園町、北小路、西高畑、南高畑	南角原、北角原、瀬之口	東高畑、北高畑、川原崎	古川	上方財島、下方財島	柚木、宇和田、鹿狩瀬
七月二十六日	七月二十七日	七月二十六日	七月二十七日	七月二十七日	七月二十六日	七月二十七日
八月一日	八月二日	八月一日	八月二日	八月三日	八月一日	八月二日
岡富尋常小學校	延岡市農會	古川公會堂	方財尋常小學校	宇和田尋常小學校	黒木濟	黒木濟
林牧太郎、淺尾寅二郎、中野英雄、酒井忠男、三島市太郎	橋本亨、菊地儀三郎、青山茂吉、福田玄昶	染矢信一	黒木濟、尾池好文			

自八月十日 至八月卅一日 各病院醫院ニ於ケル豫防注射成績

病院醫院名	所在地	注射人員		病院醫院名	所在地	注射人員	
		第一回	第二回			第一回	第二回
林本醫院	北高畑	三〇六	一六三	染矢醫院	本町通	八四	五〇
橋本醫院	南高畑	八九	四九	松下醫院	中町	八	八
三島醫院	瀬ノ口	二八	二九	四倉醫院	本小路東	七九	四一
河野醫院	南高畑	五〇	三一	片寄醫院	本町通	九六	七三
青山醫院	博勞町	三一	一九	松岡醫院	新町	八七	四九
黒木醫院	祇園町	四三	九七	早川醫院	南町	九四	五〇
福田醫院	瀬ノ口	八六	六八	河野醫院	全	一五	一五

第二、腸チフス豫防内服薬ノ服用

病院醫院名	所在地	第一回	第二回	病院醫院名	所在地	第一回	第二回
赤須醫院	全	二五一	一〇九	三輪醫院	川原町	一七五	九一
兼城醫院	北小路	一六	一三	松崎醫院	第一下出口	一〇四	七三
石坂醫院	全	三二	二一	垂水醫院	南三ツ瀬	二三	一〇
佐藤醫院	紺屋町	八八	七〇	松本醫院	東新小路	一〇五	六六
小林醫院	北	七〇	五二	神原醫院	南新小路	一〇四	八二
桂林醫院	上船倉町	四〇	三五	岩田醫院	全	一一四	八八
山中醫院	全	二二	一〇	吉永醫院	構口	二四五	一一四
甲斐醫院	下船倉町	二四	九	尾池醫院	上方財島	二四〇	八七
大野醫院	上船倉町	一二九	五九	以上合計		二、九七八	一、七三一

腸チフス豫防注射ハ微少ノ副作用ヲ伴フニ因リ左記ノ者ニハ其等副作用ノ心配ナキ豫防内服薬「ヘテロゲン」ヲ服用セシメタリ。

- 一、六十歳以上ノ者
- 二、不就學幼兒
- 三、病氣其ノ他ノ事故ニヨリ注射不能ノ者
- 四、男女中等學校生徒
- 五、高等小學校及尋常小學校兒童

六、旭ベンベルグ絹絲株式會社延岡工場員 一五、九〇〇
計 三六、〇〇〇

演衛 第二號

昭和十年八月七日

各區長、各伍長殿

延岡市長 仲田 又次郎

腸チフス豫防内服藥服用者調査方ノ件

腸チフス豫防内服藥(ヘテロゲン)ヲ左記ノ者ニ服用致サセ度候ニ付テハ一應人員調査ノ上
配布致度候間御繁忙中御手数數トハ被存候へ共、貴區内該當者御調査ノ上各區長ヨリ別紙ニ依
リ何卒至急御報告相煩度此段御依頼候也

記

- 一、年齢六十歳以上ノ者
- 二、不就學幼兒
- 三、病氣、妊娠等ノタメ豫防注射不能ノ者

○腸チフス豫防内服藥服用者區別表

區名	六十歳以上	不就學幼兒	病氣其ノ他ニヨル者	計
北原	七〇	一二五	二二	二一八
南原	三〇	六〇	三〇	一二〇
瀨ノ口	一三	二一	一六	五〇
東畑	九六	四九	一七	一六二
南畑	一〇〇	一七五	一一	二七五
北畑	一三〇	一三〇	一一	二六〇
西畑	三二	九三	二五	一五〇
中川原	三七	三〇	三四	一〇一
中川原	二五	八八	一四	一二七
中川原	七	五四	一五	七六
川原	三七	一九九	三一	二六七
柚木、宇和田	二九	四二	六	七七
鹿狩	一六	一八	八	四二
古川	五〇	七〇	五	一二五
北小園	三〇	八九	一七	二九六
高千穂	三七	六〇	一五	一一二
岩通	五二	八七	四一	一八〇
上方島	四一	一〇二	二三	一八九
上方島	六九	五五	一八	一八九
下方島	四四	八二	六一	一八七
元町	一八	一三	九	四〇

東	西	夏	片	丸	別	下	中	上	中	三	小	古	本	春	南	東	北	第	愛	權	上
惣	惣		ヶ		出	出	出							日	新	新	新	一	下	宍	現
領	領	井	田	島	府	北	北	北	島	須	野	城	村	町	路	路	路	口	町	元	口

五〇六一二〇一九七五四八一九三五〇一六三三八四六七八三九三九七〇四五七七四七四〇四〇

六三八四六一九五六四四一八六二二二二四〇五七七三六七四一七三〇五四五

二三三六一四〇二八九六六七八二四二四八五五五二五一九二五

一三六一〇四九三一二五五〇〇一五五二〇四二八二〇〇二六〇一六〇一九五八三

川	南	東	北	伊	構	濱	下	上	下	上	北	中	南	本	新	柳	本	本	本	紺	博
原	三	三	三				平	平	船	船			町	澤	小	小	小	屋	勞		
町	瀬	瀬	瀬	達	口		原	原	町	町	町	町	町	通	町	町	北	南	東	町	町

五三八二五五四三六〇五四三二七六一二〇二九二一六三七四四二六

七二四九一七五八〇〇一〇七〇八五三一九一三八五四六一四六一四三二四一五二六七五

四五三〇三二七三〇一五三四二〇六二二六八七一五二二四三二九四〇三〇一九

一七五九二二五四二二四二二五三三〇二八六八九九九二二五二二五三三六八

演計	砂	二、九四九	五、八八八	二、五六三	二〇一
					一一、四〇〇

第三、臨時種痘

種痘ハ昭和九年十二月臨時種痘トシテ三二、三六七人施行セルタメ今回ハ其ノ殘漏者及希望者ニ對シ實施セルニ六〇二人ナリ。尙行幸地タル旭ペンベルグ絹絲株式會社延岡工場ペンベルグ部従業員ハ同工場醫院ニテ全員施行セリ。

演衛 第一〇號

昭和十年十月十五日

延岡市長 仲田 又次郎

各區長殿

臨時種痘施行ニ關スル件

陸軍特別大演習並地方行幸ニ關シ天然痘豫防ノ爲別紙日割表ニ依リ臨時種痘施行候間可然御了知相成度此段御通知候也

追而各戸ニ對シテハ衛生警備隊ヲ經テ通知致候間申添候

○臨時種痘施行日割表

月日	區名	場所	醫師氏名
十月十七日	伊達、構口、上平原、下平原、濱、夏井、片田	南尋常小學校	松本東
	本小路東、本小路南、本小路北、北町、中町、南町、本町通、柳澤町、新町、上船倉町、下船倉町	延岡尋常小學校講堂	染矢信一
	紺屋町、元町、博勞町、岩鼻、祇園町、北小路、高千穂通、古川	岡富尋常小學校講堂	黒木濟
	東惣領、西惣領、濱砂、中島、上出北、中出北、下出北、丸ヶ島	延岡高等小學校講堂	染矢信一
	北角原、南角原、瀬ノ口、北高畑、西高畑、南高畑、東高畑、川原崎、柚木、宇和田、鹿狩瀬	延岡(市農會裏)市場	黒木濟
	中川原東、中川原西	中川原西公會堂	黒木濟
十月十九日	東三ツ瀨、南三ツ瀨、北三ツ瀨、春日町、川原町、東新小路、南新小路、北新小路、上出口、第一下出口、愛宕町、權現之元、別府、古城、本村、小野、三須	恒富尋常小學校講堂	松本東
	上方財島、下方財島	方財尋常小學校	黒木濟
十月二十日			

備考

一、施行時間 自午後一時 至午後二時

二、種痘ヲ受クル者

イ、生後六ヶ月以上ノ者

ロ、昨年臨時種痘未済者

ハ、希望者

第四、保 菌 調 査

八月九日ヨリ八月二十七日マデ毎日臨時人夫二名ヲ以テ市内住民中、昭和七年以降ノ腸チフス、パラチフス患者其家族、接客業従業者及其家族、地方行幸事務關係者及其家族等、合計延人員五、八八六人ノ檢体糞便ヲ採集シ、縣延岡細菌檢査所ニ於テ檢査セルニ幸ヒ一名ノ保菌者ヲモ發見セズ。

第五、畜犬整理及野犬掃蕩

縣警察部及延岡警察署ノ通牒ニヨリ延岡警察署ト協力シ晝夜兼行ニテ徹底的ノ整理掃蕩ヲ行ヒタルニ新畜犬届出數三二頭、野犬ノ毒殺數二一六頭ノ成績ヲ舉ゲタリ。

第六、汚 物 掃 除

汚物掃除ハ市ノ衛生、美觀、體裁上ヨリ特ニ徹底ヲ期シ、八月二十七日ヨリ臨時巡視一名ヲ増員シ、市街地ノ用水、下水、雨水溝、河川、堤防及公共空地ノ清淨化ニ全力ヲ注ギタリ。之ニ使用セシ臨時人夫延三八二人及ビ塵芥汚物運搬用臨時荷馬車七五臺ナリ。

第七、鼠 族 驅 除

十月二十四日ヨリ十月三十一日マデ一匹壹錢ニテ鼠族ノ買上ヲ行フニ買上數二六八匹ナリ

第八、其 ノ 他

行幸衛生上萬全ヲ期ス爲左ノ如キ注意書ヲ發セリ。

奉 迎 衛 生 心 得

陸軍特別大演習並地方行幸の御日も愈々切迫致しましたが皆様には特に衛生に御注意せられつゝある事と存じます、吾延岡市は此の際協力一致健康都市として 聖駕を奉迎したいと思ひますので左記事項を嚴守致されます様御願ひ致します。

記

一、定期清潔檢査施行ノ件

イ、日時十一月十日午前九時ヨリ

ロ、掃除ハ檢査ノ前日迄ニ終了スルコト

ハ、清潔方法ノ要領

○ 家屋内外ノ掃除ヲ施行シ寢具等日光消毒及室内ノ通風ヲナスコト

○ 硝子障子等ヲ清潔ニスルコト

- 垣塀等ハ見苦シカラサル様修繕スルコト
- 家屋周圍ノ雨水及下水溝等清潔ニスルコト
- 井水ノ消毒(藥品ハ分隊長ヲ經テ市ヨリ配布ス)
- 検査ハ衛生警備隊ニ警備隊組織ナキ區ハ區長及衛生組合長ニ依頼ス

二、塵芥箱整理ノ件

- イ、塵芥箱ノ不完全ナルモノハ此際至急完備スルコト
- ロ、行幸御當日ハ市内ノ混雑防止及美觀上御道筋ハ塵箱ヲ家屋内ニ格納スルコト
- ハ、行幸御當日塵芥運搬ヲ中止ス

三、軒下整理ニ關スル件

軒下ニハ物品ヲ置カヌ様各戸隨意ニ清潔ニスルコト

四、飼犬繫留ニ關スル件

自十一月九日 至十一月十五日 ノ九日間狂犬病豫防ノ爲飼犬ハ所有者又ハ保管者ニ於テ之ヲ繫留又ハ口綱ヲ付シ牽引スルコト

五、糞尿汲取ノ件

糞尿汲取ハ行幸御當日ハ中止スルハ勿論可成前以テ汲取ヲ了シ置クコト

六、干物ノ件

行幸御當日室外ノ干物ハ遠慮スルコト

備考 本心得ハ行幸御當日マデ適當ナル處ニ貼付シ置カレタシ

昭和十年十一月六日

延岡市役所

第九、衛生警備隊

本市ノ行幸衛生諸般ニ亘ル直接ノ實行機關トシテ、縣當局ノ通牒ニ基キ十月八日岡富尋常小學校講堂ニ於テ、本隊ノ編成式ヲ舉行セリ。隊員ハ本隊本部員一名、分隊員三七一名、ペンベルグ工場特設隊員一〇六名、合計四八八名ナリ。警備ノ實施ハ、天皇陛下宮城御發轅三週間前ノ十月十五日ヨリ本市行幸ノ十一月十五日マデ三十二日間ナリ。其ノ間各隊員ノ至誠的活動ニ依リ良ク所期ノ目的ヲ全フシタリ。

昭和十年八月二十七日

宮崎縣警察部長

警察署長殿
延岡市長殿

衛生警備隊組織ニ關スル件

行幸地ニ於ケル衛生警備隊組織ニ關シ別紙ノ通り準則制定致候ニ付警察署長市町村長ト協議ノ上市町村吏員、衛生組合員、傳染病豫防委員等ノ中、身許確實思想堅固ナル者ヲ以テ警備隊ヲ組織シ行幸衛生上遺策ナキヲ期セラレ度候也
追而徽章準備ノ都合有之候ニ付市町村ニ於テハ隊員數回報相成度

衛生警備隊準則

- 第一條 本隊ハ地方行幸並大演習衛生事務處理規定第四十三條第三號ニ準據シ市町吏員衛生組合員、傳染病豫防委員其ノ他市町村ノ選任シタルモノヲ以テ組織ス
- 第二條 本隊ハ何々衛生警備隊ト稱シ陸軍特別大演習並地方行幸ニ際シ完全ナル衛生狀態ヲ持續シ兼ネテ衛生警察ノ補助機關トシテ衛生事務ヲ處理スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本隊ハ各區衛生組合其ノ他指定スル區域ニ從ヒ分隊ヲ編成シ其ノ擔任區域ハ各町及部落總代ノ受持區域ニ依ル
- 第四條 警備隊長ハ市町村長若ハ助役其ノ他適當ナル者ヲ以テ之ニ充テ副隊長ハ隊長之ヲ推薦ス
- 第五條 分隊長ハ各衛生組長、分隊副長ハ副組長ヲ以テ之ニ充ツ

分隊長、副分隊長ハ各一名トシ隊員十名以内トス但シ狀況ニ依リ十名ヲ越ユルコトヲ得

第六條 本隊本部ハ市役所又ハ町村役場内ニ、分隊事務所ハ分隊長宅其ノ他適當ノ場所ニ置ク

第七條 本隊ハ第二條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、市町村民ノ健康視察
- 二、傳染病宮内傳染病ヲ含ム發見豫防及治療督勵
- 三、飲料水ノ改善督勵
- 四、蚊蠅ノ驅防
- 五、行幸三日前ヨリ御還幸日迄道路、橋梁、堤塘、河川、溝渠、荒蕪地等ノ清掃又ハ撤水、但民間ニ責任アルモノハ其ノ督勵
- 六、各種細菌検査資料ノ蒐集
- 七、救護班ノ援助
- 八、畜犬醫留ノ督勵
- 九、監置、精神病者ノ視察
- 十、其ノ他衛生上必要ト認ムル事項

第八條 隊員ハ前條實施ノ計畫書（所在、區間、實行方法）等ヲ作成シ十月十日迄ニ警備

隊本部ニ報告スルモノトス

第九條 隊員ハ十月十日迄ニ受持區内各戸ニ付戸主ノ氏名同居者ノ員數(戸主ヲ含ム)疾病等ヲ調査シ第一號表ニ依リ視察簿ヲ調製スルモノトス

第十條 隊員ハ大本營行在所、行幸地御道筋三丁以内ニ對シテハ十月十五日以降毎日受持區内各戸ニ付市町村民ノ健康狀態ヲ視察シ、視察簿ヲ調製スルト共ニ傳染病發生シ又ハ不審患者(死者ヲ含ム)ヲ發見シタルトキハ直ニ醫師ノ檢診ヲ受ケシメ其ノ狀況ヲ分隊長ヲ經テ警備隊長ニ報告スルモノトス

第十一條 本隊本部ニハ別記第二號ニ依ル隊員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

第十二條 本隊ノ事業ニ要スル費用ハ總テ市町村ノ負擔トス

第十三條 隊員中特ニ功勞アリト認ムルトキハ隊長ハ所轄警察署長ニ報告スルモノトス

第十四條 隊員ハ別記雛型ノ徽章ヲ左乳下ニ佩用スルモノトス

第一號 市町村健康視察簿

町名	戸主名	家族及同居者數	備考

月 日	記 事
八月二十日	次男何某何歳 疫病發生其ノ他ハ健康ナリ
八月二十一日	家族全部健康 何某全快

第二號

警備隊員名簿名稱

名稱 衛生警備隊分隊
 事務所 何々町 何某宅
 分隊長 何 某
 副分隊長 //
 隊員 //

演衛 第四號

昭和十年九月七日

各區長殿

延岡警察署長 仲田宮重次郎

衛生警備隊組織ニ關スル件

本秋陸軍特別大演習並地方行幸ニ關シ、衛生上遺憾ナキヲ期スル目的ヲ以テ、別紙ノ通り

小林醫院 (北町)	山中病院 (船倉町)	兼城醫院 (北小路)	赤須醫院 (瀬ノ口)	黒木病院 (高千穂通)
小林曹三	山中喬	兼城昌賀	赤須源二郎	淺尾寅二郎
河野光枝 柳田ツヤ子 山内スミ子 岩切文代 岡田トヨ子 佐藤ミサエ	大野トヨ子 柳水流シヅエ 甲斐玉子	君宮ヤス子 河野ハツ子 新田ハツ子	島田千代子 阿波野ミヤ子 染矢菊子	姫野ツルエ 松本キシノ 永友千鶴子
小林醫院 山中醫院 甲斐醫院 松崎醫院 黒木醫院	山中病院 桂醫院	兼城醫院 黒木醫院	赤須醫院	黒木病院
柳田米一 甲斐善雄	井内秋男 原田一義	成川正一郎 長渡政雄	小野鐵雄 上田靜雄	杉浦國義 平野次男

福田病院 (瀬ノ口)	青山病院 (八間通)	河野醫院 (淨満町)	橋本病院 (八間通)	延岡市農會 (八間通)
福田玄昶	青山茂吉	河野昶	佐野準一	三島市太郎
				中野英雄
近藤巳佐尾 富山タマノ 柳田ミドリ	鎌田イツ 森園フサ子 赤木ミツ子	千草小千代 吉田アヤ子 甲斐シズエ	廣瀬澄 西村文子 河野節子	年森三重子 黒木マツ子 魚永シヅカ 前田シゲ子
福田病院 橋本病院	青山病院	河野醫院	橋本病院	三島醫院
喜多林恒久 小野照夫	友錠金之助 平川正	森本久次郎 窪山秋夫	柳田良雄 久世九州男	高橋篤

甲斐良吉宅 (メンベルグ通)	山下フミ宅 (メンベルグ通)	寺田清宅 (メンベルグ通)
淺海吾市	神原注連彦	桂徳次郎
佐東藤カネ昇	松岩岡龍生	尾甲池斐好文
西高吉大駿倉 田橋本村斗田 トマキユ千エ スキスクリエキ 子ノミエ子	秋内中村平中 田藤島田井島 マツ五トヨシサ 子月ヨ子子エ	鶴大木柄藤工 野坪脇本岡ク ケイノトヨツク 子ア子子エエ
染橋佐吉 矢本藤永 醫院醫院醫院	岩松神 田岡原 醫院醫院醫院	山大甲桂 中野斐醫 醫院醫院醫院
山平 口野秋 景雄	涉岡 邊田拓 登一	中緒 森方 喜健 長雄一

畜産組合 (三ッ瀬)	城山動物園 (城山)	四倉醫院 (本小路)	片寄醫院 (本町通)	松下醫院 (中町)
酒井忠男	河野格	四倉富城	片寄連	松下温夫
石萩坂武人	岩切達夫			
野志シメオ	菊田キヨミ	脇坂フサ子	高藤静子	番匠ナミエ
牧野春水	山内イッエ	高松ハツ子	鈴木信子	金澤マツキ
佐藤ナミ子	松本ヒナ子	坂本マツ子	三田井君子	安藤マツキ
石坂醫院	黒木病院	黒木倉醫院	片寄醫院	黒木下醫院
松本醫院	黒木病院	黒木倉醫院	片寄醫院	黒木下醫院
林大塚武進	川崎藤一	川山直行	工藤春弘	田見中春忠

救護所	性別	人員	合計	摘要
山下フミ宅	女男	一三	四	
寺田清宅	女男	六八	一四	重患二名 片寄醫院へ入院
畜産組合	女男	一	一	
小林醫院	女男	二	二	
山中病院	女男	一	一	
赤須醫院	女男	二	二	
黒木病院	女男	二四	六	
市農會	女男	三	三	

救護状況一覽表

全特設	全特設	全特設	全	全	旭ペンベルグ會社	塩濱太郎 (ペンベルグ通)宅
坂本サツキ	藤川晋	菊池義太郎	松崎巖	三輪正矩	松本東	早川喜多藏
						百瀬丑之助 松岡貞意
			中村サヨ子 甲斐モヨ 横井キヨノ	津田静江	工藤ツネ 牧野美水流	津隈マツエ 柳田マツエ 甲斐マスエ 和田ハル 三浦利子 佐藤ヒサ子
			松崎醫院	三輪醫院	松本醫院	橋本病院 早川醫院 松岡醫院
						甲斐田照幸

計	甲斐良吉宅		塩濱太郎宅	
	女	男	女	男
一九	二三	五	一	三
四二		五		四

被救護者年齢調

女	男	性	年
	一		73
	一		66
一			63
			59
	一		56
	一		46
	一		42
			36
三			32
一			27
	二		25
	一		23
一			22
一	一		21
			20
			17
			16
	二		15
	一		14
二	一		13
二	四		12
二	三		11
二	二		計
一九	二三		

全罹病名及患者數調

女	男	性病名
	一	擦過傷
	一	腫頭物部
	一	過胃多酸
	一	打撲傷
二	二	胃カタル
三	四	胃ルカ
五	一	感冒
一	一	頭痛
一		關節
七	九	腦貧血
	一	病癲癩
	一	刺左傷手
一九	二三	計

(七)費用

救護ニ要セシ實費ハ市醫師會ヲ經由シ縣醫師會ヘ請求相成度シ

○救護班服務規程

- 第一條 救護班ハ固定及移動ノ二種トシ縣郡市醫師會赤十字社宮崎支部及市町村ト協力シテ開設ス
- 第二條 救護班ハ軍人軍屬演習陪觀者演習係員其ノ他一般奉拜者ノ傷病者ヲ救護スルヲ以テ目的トス
- 第三條 救護班ニ左ノ班員ヲ置ク
 - 班長一名(醫師ヲ充ツ)
 - 看護婦 若干名
 - 事務員 一名
 - 使丁 一名
- 第四條 班長ハ衛生係長ノ指揮ヲ受ケ班務ヲ掌理スヘシ
- 第五條 班員ハ班長ノ指揮命令ニ遵ヒ一致協力シテ班務ヲ遂行スヘシ
- 第六條 班長ハ班員ニ事故ヲ生シ補充ノ必要アルトキハ電話若ハ電報其ノ他便宜ノ方法

ヲ以テ衛生係長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第七條 救護所ハ可成學校、寺院、公會堂、青年會場等出入ニ便利ナル場所ヲ選ヒ開設スヘシ

第八條 救護班ハ指定地ニ到着シタルトキハ最寄町村長、開業醫師、藥劑師及衛生組合員ノ援助ヲ受ケ救護上遺漏ナキヲ期スヘシ

第九條 救護班ハ豫メ救護所ノ最寄ニ電話ノ有無ヲ調査シ置キ非常急報ニ備フヘシ、但シ電話使用ノ途ナキトキハ電信ニテ救護本部(衛生課)ト連絡ヲ圖リ機敏ニ處置スヘシ

第十條 救護班ハ毎日警衛警備隊ノ行動ニ先立チテ救護所ヲ開設シ演習行動終了後一般民衆ノ離散ヲ待チ閉鎖スヘシ

第十一條 救護班ニ於ケル傷病者ノ處置ハ應急ノ手當ニ止メ被救護者傷染病患者ナルトキハ直ニ市町村長ニ引渡スヘシ

第十二條 搬入サレタル傷病者重傷ナルトキハ最寄ノ病院又ハ醫院ニ收容ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 班長ハ第一號様式ニ依ル日誌ニ開設ノ日時場所班員及被救護者ノ氏名天候其ノ他必要事項ヲ詳細記入シ即日救護班主任ヲ經テ衛生係長ニ報告スヘシ

第十四條 開設位置ヲ周知セシムルタメ所定ノ印刷物ヲ警備隊員其ノ他ノ團體長ニ配布スヘシ

第十五條 救護所ニハ晝間ハ白布其ノ他適當ナルモノニ「何々救護所」ト記シタル標識ヲ掲ケ夜間ハ高張提灯ヲ用フヘシ但シ演習ニ妨アルトキハ點火スヘカラス

第十六條 救護班主任ハ救護班長ヨリ受ケタル報告ヲ取纏メ第二號様式ニ依リ整理スヘシ

第十七條 班員ハ白衣ヲ着シ所定ノ腕章ヲ左腕ニ附スヘシ

第十八條 救護班ニハ左記器具材料ヲ準備シ置クヘシ

- 一、標示、看板、旗及提灯
- 二、天 幕
- 三、擔 架
- 四、毛 布
- 五、枕
- 六、卓 子
- 七、椅 子
- 八、バケツ
- 九、湯 汲
- 一〇、コップ

- 一一、洗面器
- 一二、藥品及醫療器具
- 一三、自轉車

第十九條 救護所ニ設備スヘキ器具ハ材料ノ取扱ニ際シテハ破損遺失等ノ事ナキヲ注意シ其ノ運搬ニ當リテハ捷路ヲ選ヒ指定時刻ニ遅レサル様次回ノ開設場所ニ搬入スヘシ

第一號様式

救護所開設場 郡市町村 番地
 全日時 年月日時分
 全閉鎖日時 年月日時分
 班員氏名
 被救護者氏名

傷病名	處置ノ概要		被救護者種別	住所	氏名	年齢	備考
	軍人	陪觀者					
			奉拜者				

第二號様式

救護人員病類別

開設月日	救護所數	救護班長	傷病名				備考
			軍人	被救護者種別	奉拜者	計	